

船橋市南部清掃工場建替事業
に係る環境影響評価書
要約書

平成27年7月

船橋市

目 次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
1-1 事業者の名称	1
1-2 代表者の氏名	1
1-3 主たる事務所の所在地	1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容	1
2-1 対象事業の名称	1
2-2 対象事業の目的	1
2-3 対象事業の内容	2
2-3-1 対象事業の種類の詳細	2
2-3-2 対象事業実施区域の位置	2
2-3-3 対象事業の規模	5
2-3-4 その他対象事業の内容に関する事項	5
2-3-5 対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業	9
2-3-6 対象事業の内容でその変更により環境影響が変化するもの	9
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	16
第4章 関係地域	16
第5章 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要 及びそれに対する事業者の見解	16
第6章 方法書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解	16
第7章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに 調査、予測及び評価の手法及び結果	21
7-1 環境影響評価の項目	21
7-1-1 活動要素の選定	21
7-1-2 環境影響評価項目の選定	22
7-2 調査・予測・評価の手法及び結果	30
7-2-1 大気質	30
施工時	
7-2-1-1 建設機械稼働による粉じん等	30
7-2-1-2 工事用車両による沿道大気質	31
供用時	
7-2-1-3 廃棄物焼却施設稼働による大気質	38
7-2-2 水質	53
施工時	
7-2-2-1 工事の実施による水質	53
7-2-3 騒音	57
施工時	
7-2-3-1 建設機械稼働による騒音	57
7-2-3-2 工事用車両による道路交通騒音	60
供用時	
7-2-3-3 廃棄物焼却施設稼働による騒音	62
7-2-4 振動	65
施工時	
7-2-4-1 建設機械稼働による振動	65
7-2-4-2 工事用車両による道路交通振動	66

<u>供用時</u>		
7-2-4-3	廃棄物焼却施設稼働による振動	68
7-2-5	悪臭	70
<u>供用時</u>	廃棄物焼却施設稼働による悪臭	70
7-2-6	土壌	74
<u>施工時</u>	工事の実施による土壌	74
7-2-7	植物	83
<u>施工時及び供用時</u>	工事の実施及び廃棄物焼却施設の存在による植物	83
7-2-8	動物	90
<u>施工時及び供用時</u>	工事の実施及び廃棄物焼却施設の存在による動物	90
7-2-9	景観	98
<u>供用時</u>	廃棄物焼却施設の存在による景観	98
7-2-10	人と自然との触れ合いの活動の場	130
<u>施工時及び供用時</u>	工事の実施及び廃棄物焼却施設の存在等による 人と自然との触れ合いの活動の場	130
7-2-11	廃棄物	134
<u>施工時及び供用時</u>	工事の実施及び廃棄物焼却施設稼働による廃棄物	134
7-2-12	残土	140
<u>施工時</u>	工事の実施による残土	140
7-2-13	温室効果ガス等	141
<u>供用時</u>	廃棄物焼却施設稼働による温室効果ガス等	141
第8章	環境の保全のための措置	143
第9章	監視計画	143
9-1	事後調査を行うこととした理由	143
9-2	事後調査の項目及び方法	143
9-2-1	施工時	143
9-2-2	供用時	144
9-3	モニタリング調査の項目及び方法	145
9-3-1	施工時	145
9-3-2	供用時	145
9-4	環境影響の程度が大きいことが明らかとなった場合の方針	145
9-5	事後調査の結果の公表の方法	145
9-6	事後調査の実施主体等	146
第10章	環境影響の総合的な評価	146
第11章	委託の状況等	147
11-1	受託者の名称及び代表者の氏名	147
11-2	受託者の主たる事務所の所在地	147
第12章	準備書に対する環境の保全の見地からの意見の概要 及びそれに対する事業者の見解	147
第13章	準備書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解	148
第14章	準備書の記載事項の修正の内容	155

第1章 事業者の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地

1-1 事業者の名称

船橋市

1-2 代表者の氏名

船橋市長 松戸 徹

1-3 主たる事務所の所在地

千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 対象事業の名称

船橋市南部清掃工場建替事業

2-2 対象事業の目的

南部清掃工場（処理能力：375 t/日）は、施設の稼働を平成元年に開始し、施設の老朽化が進み、修繕費がかさむなど、効率的な処理が困難になってきており、工場の建替えを早急に実施することが必要となっている。一方、北部清掃工場（処理能力：435 t/日）は、平成23年2月に県条例に基づく環境影響評価手続きが終了し、現在、平成29年度の供用開始を目指し施設建替事業（処理能力：381 t/日）を進めているところである。

本事業は、廃棄物焼却施設に求められる高次の安全性、安定性や公害防止機能、効率的な廃棄物処理機能を確保した新たな焼却施設の整備を目的とした、南部清掃工場の建替事業である。新たな工場（計画処理能力：339 t/日）は、地域環境との調和や循環型社会への貢献などに配慮のうえDBO（Design Build Operate）方式*により事業を進め、平成32年度の供用開始を目指している。

※ DBO（Design Build Operate）方式

民間の資金を活用しないで公共が資金調達を行い、設計・建設、運営を一括して民間に発注する方式のこと。従来の公設民営事業に比べ、民間のノウハウの活用の幅が広がる。

2-3 対象事業の内容

2-3-1 対象事業の種類の詳細

廃棄物焼却施設の設置

2-3-2 対象事業実施区域の位置

本事業の対象事業実施区域は、図2-3.1(1)～(3)に示すとおり、船橋市の南部に位置する。

所在地：千葉県船橋市潮見町38番

区域の面積：32,997m²

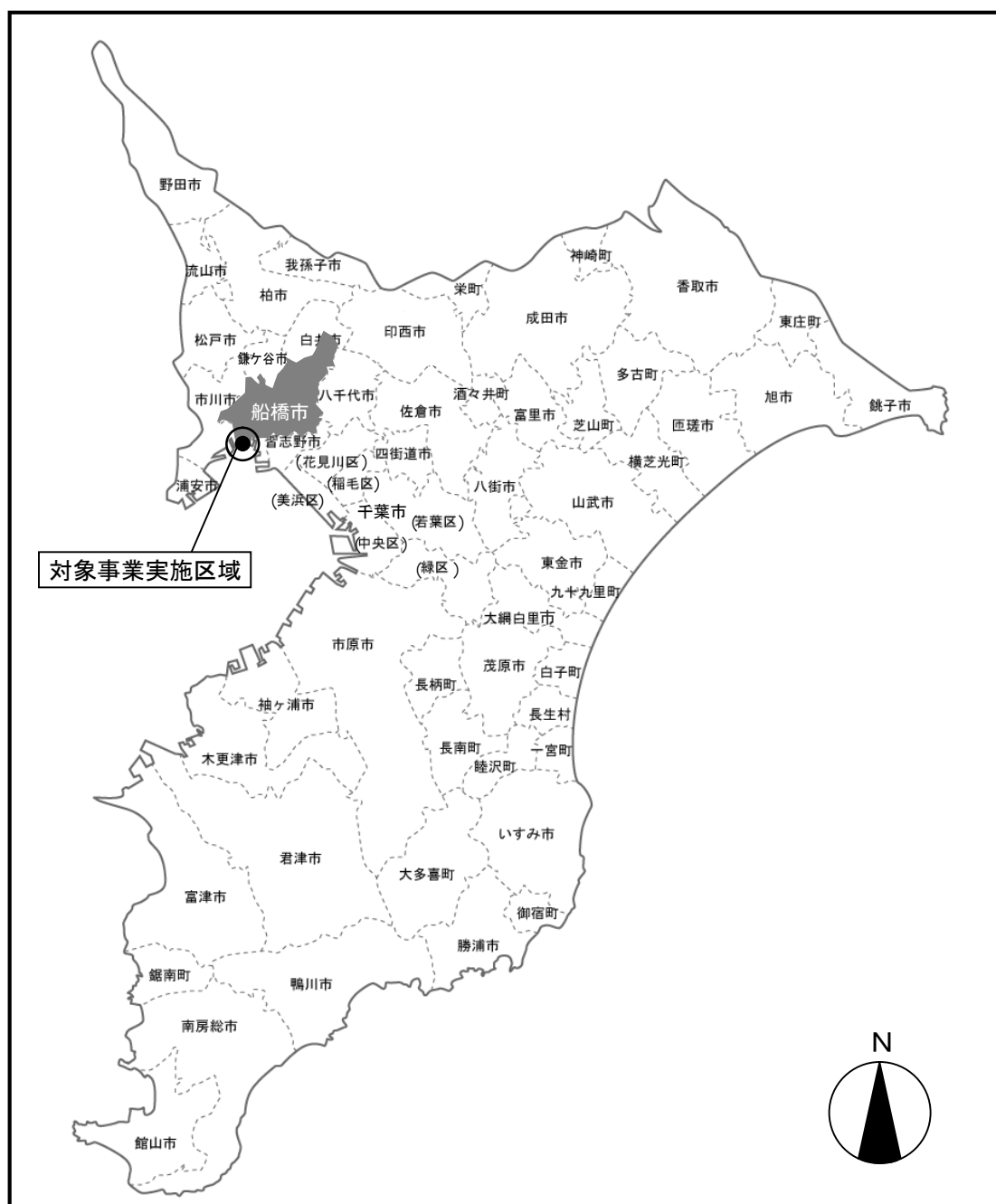
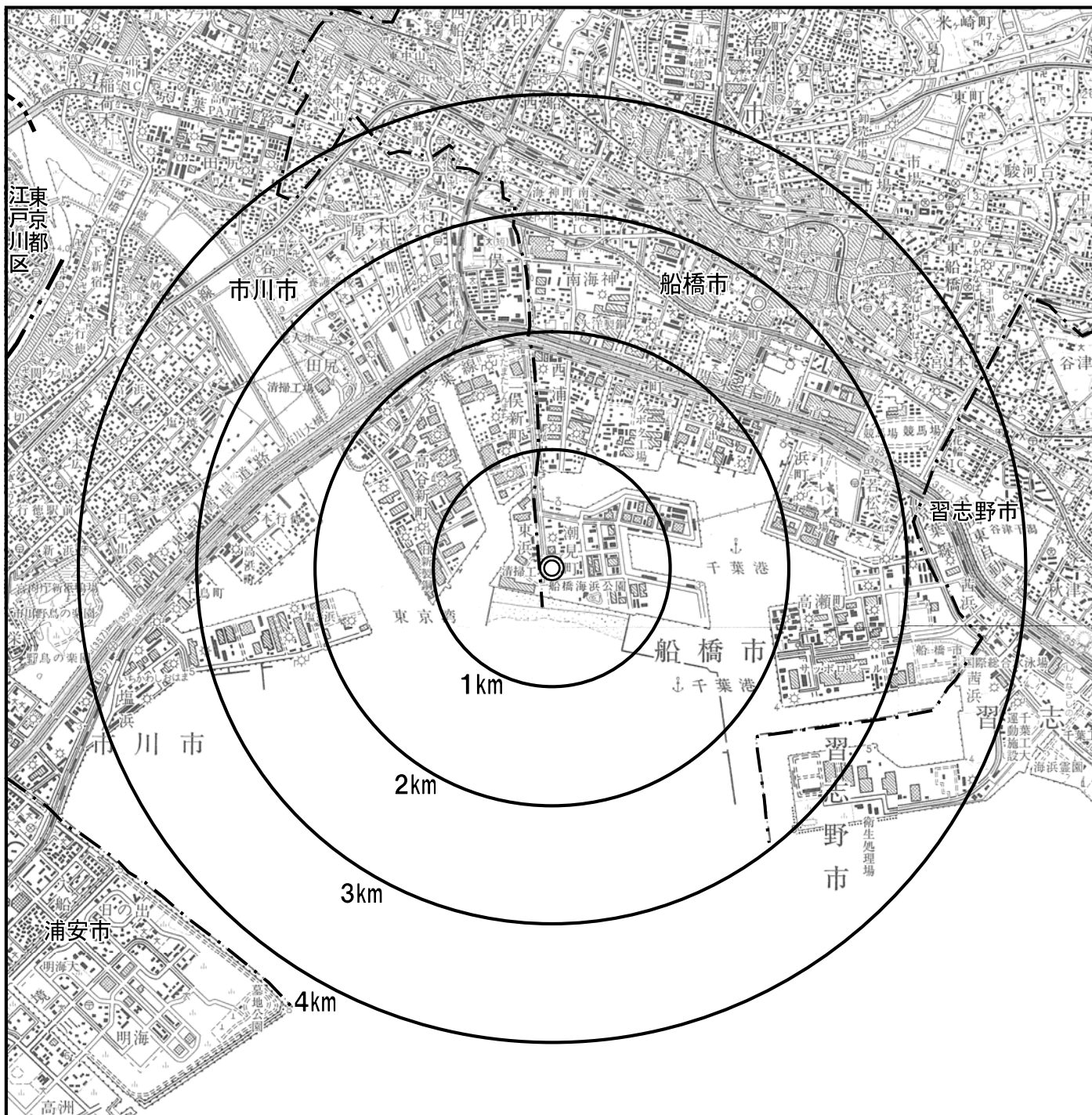


図 2-3.1(1) 対象事業実施区域 (案内図) (平成 26 年 1 月 1 日現在)



凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- - - 市境
- · - · 都県境

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「東京東北部」「東京東南部」「佐倉」「千葉」を使用したものである。

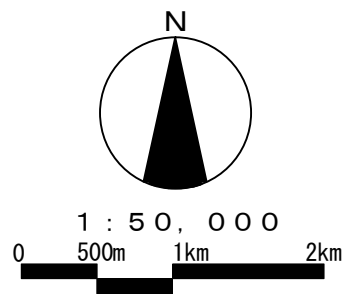
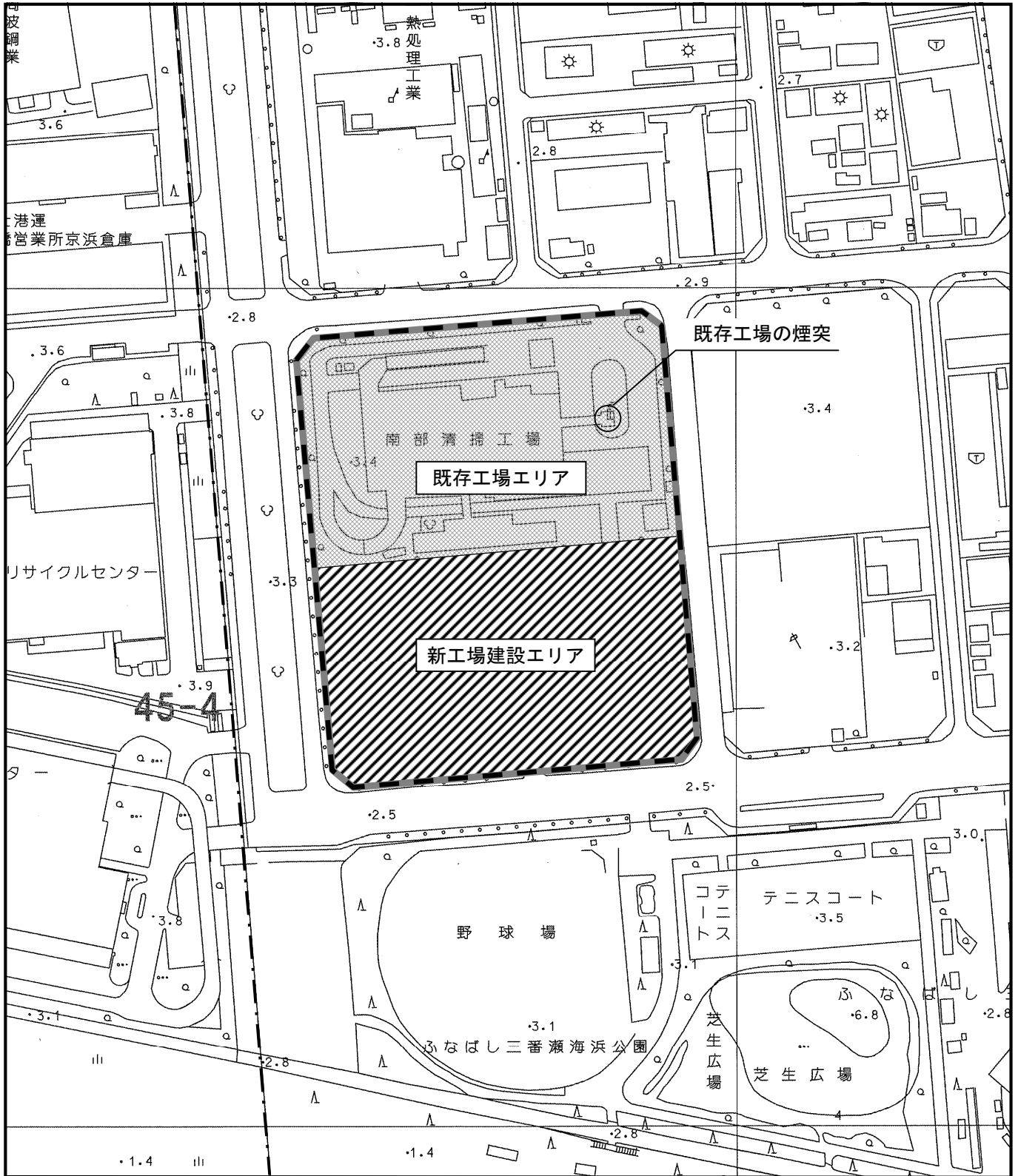


図 2-3.1(2) 対象事業実施区域 (位置図)



凡例

対象事業実施区域

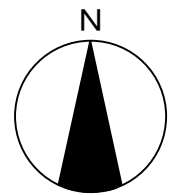
市境

新工場建設エリア

既存工場エリア

都市計画決定（ごみ焼却場）の範囲

この地図は、1:2,500 船橋市「45-4」（H17.7）を使用したものである。



1 : 2, 5 0 0



図 2-3.1 (3) 対象事業実施区域（詳細図）

2-3-3 対象事業の規模

本事業において設置する廃棄物焼却施設の計画規模は、次のとおりである。

- 廃棄物焼却施設：339 t / 日（113 t / 日 × 3 炉）

2-3-4 その他対象事業の内容に関する事項

1. 土地利用計画

本事業の完成イメージは、図2-3.2に示すとおりである。

本事業の土地利用計画は、表2-3.1及び図2-3.3に示すとおり、対象事業実施区域の面積は約3万3千 m^2 で、大きく新工場建設エリア（約1万6千 m^2 ）と既存工場エリア（約1万7千 m^2 ）に区分される。

なお、対象事業実施区域は臨海部に位置しており、ふなばし三番瀬海浜公園に隣接していると同時に、周辺の土地の用途地域は工業専用地域となっており、民間の工場や倉庫が多くある。また、対象事業実施区域全体は昭和48年から昭和51年にかけて最終処分場として利用されていた土地であり、現在も不燃物が埋設されている。

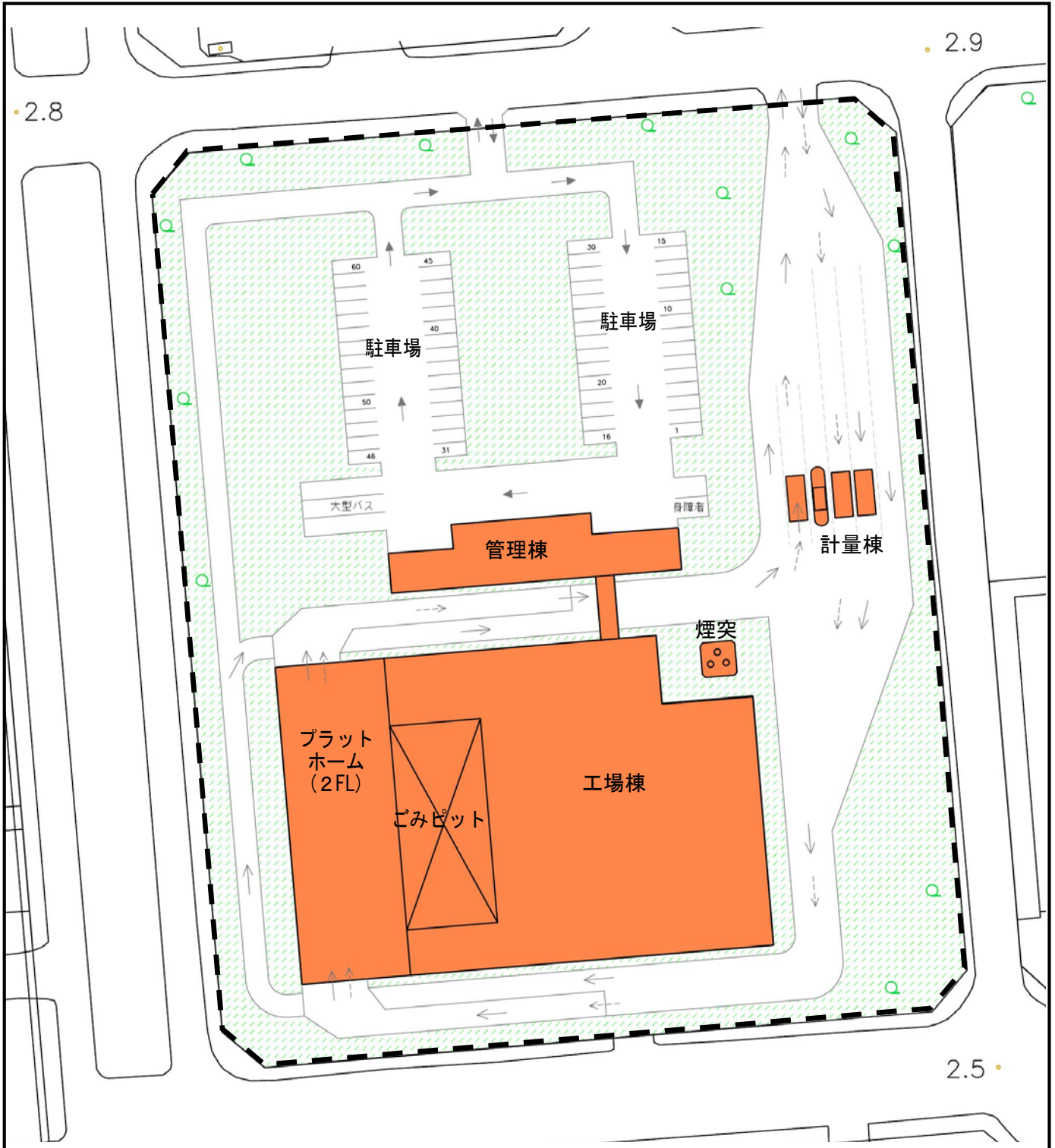


図 2-3.2 完成イメージ

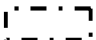


表 2-3.1 土地利用計画

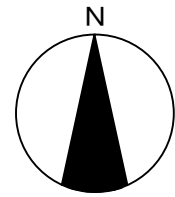
区 分		面積 (m ²)	構成比 (%)	備 考
建築物等	工場棟	7,016	21.2	煙突(地上59m)含む
	管理棟	786	2.4	既存施設を利用した場合
	計量棟	157	0.5	
	計	7,959	24.1	
構内道路		9,299	28.2	
駐車場		2,629	8.0	
緑地		13,110	39.7	芝生を含む。
合 計		32,997	100.0	

注) 構成比は、敷地全体に対する比率を記載している。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  建築物
-  緑地



1 : 1, 3 0 0

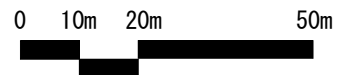


図 2-3.3 土地利用計画

2. 廃棄物焼却施設の概要

(1) 対象ごみの種類

本事業で処理する廃棄物の種類は、一般廃棄物である可燃ごみ、破碎可燃物等、災害廃棄物であり、供用開始年度である平成32年度における処理量の構成は、表2-3.2に示すとおり推定している。また、計画ごみ質は、表2-3.3に示すとおりである。

表2-3.2 南部清掃工場供用時の処理量等（平成32年度）

対象廃棄物	年間処理量			日平均処理量	処理能力 ^{注2)}
	市内全体	北部清掃工場	南部清掃工場	南部清掃工場	南部清掃工場
可燃ごみ ^{注1)}	164,631 t/年	89,925 t/年	74,706 t/年	204.7 t/日	339 t/日
破碎可燃物等 ^{注3)}	8,283 t/年	2,160 t/年	6,123 t/年	16.8 t/日	
災害廃棄物 ^{注4)}	20,588 t/年	10,294 t/年	10,294 t/年	28.2 t/日	
合 計	193,502 t/年	102,379 t/年	91,123 t/年	249.7 t/日	

注1) 可燃ごみ：台所ごみ、紙くず、木くず、プラスチック・ゴム類・ビニール類など清掃工場焼却処理を行うごみ。

注2) 処理能力＝日平均処理量÷実稼働率÷調整稼働率（故障等による能力低下を考慮した係数）
＝日平均処理量÷（280日÷365日）÷0.96 ただし、3基のため3の倍数。

注3) 破碎可燃物等：不燃ごみ及び粗大ごみから西浦資源リサイクル施設で処理選別された可燃物等。

注4) 災害廃棄物：震災における大破及び中破の可燃物（「船橋市震災廃棄物処理計画」（平成18年5月、船橋市）による）。

出典：「船橋市一般廃棄物処理基本計画」（平成24年2月、船橋市）を基に作成。

表2-3.3 計画ごみ質

項目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分	%	49.5	45.0	37.7
可燃物	%	46.3	50.6	56.9
灰 分	%	4.2	4.4	5.4
計	%	100.0	100.0	100.0
低位発熱量	kJ/kg	6,500	9,900	13,200
	kcal/kg	1,550	2,350	3,160
単位体積重量	kg/m ³	—	175	—

注) 船橋市南部清掃工場施設整備基本計画策定時（平成23年度）に当時の南部清掃工場のごみ質を基本とし、平成24年度より実施したペットボトル分別の施策内容を考慮の上設定した。

(2) 処理方式等

廃棄物焼却施設の処理方式については、平成22年度に学識者、市職員を委員とする「船橋市南部清掃工場焼却処理方式選定委員会」（以下、「選定委員会」という）を設置し、平成23年度にかけて検討を行った。

選定した処理方式は、表2-3.4に示すとおりである。

表2-3.4 処理方式

方 式	ストーカ
焼却施設	339 t/日（113 t/日×3 炉）

(3) 排出ガス諸元

排出ガス諸元は、表2-3.5に示すとおりである。

表2-3.5 排出ガス諸元

項目		諸元
排出ガス量 ^{注1)} (一炉あたり)	乾きガス量	30,750m ³ _N /時・炉
	湿りガス量	38,000m ³ _N /時・炉 (O ₂ : 8%)
排出ガス温度		180℃
汚染物質濃度 (最大量) ^{注2)}	硫黄酸化物	20ppm
	窒素酸化物	50ppm
	ばいじん	0.01g/m ³ _N
	塩化水素	20ppm
ダイオキシン類		0.05ng-TEQ/m ³ _N
排出ガス吐出速度 (最大)		27.5m/秒
煙突高		59m (1炉1本、計3本集合煙突)
運転時間		24時間連続運転

注1) 排出ガス量は、高質ごみの値である。

注2) 汚染物質濃度は、酸素濃度 (O₂) 12%換算値である。

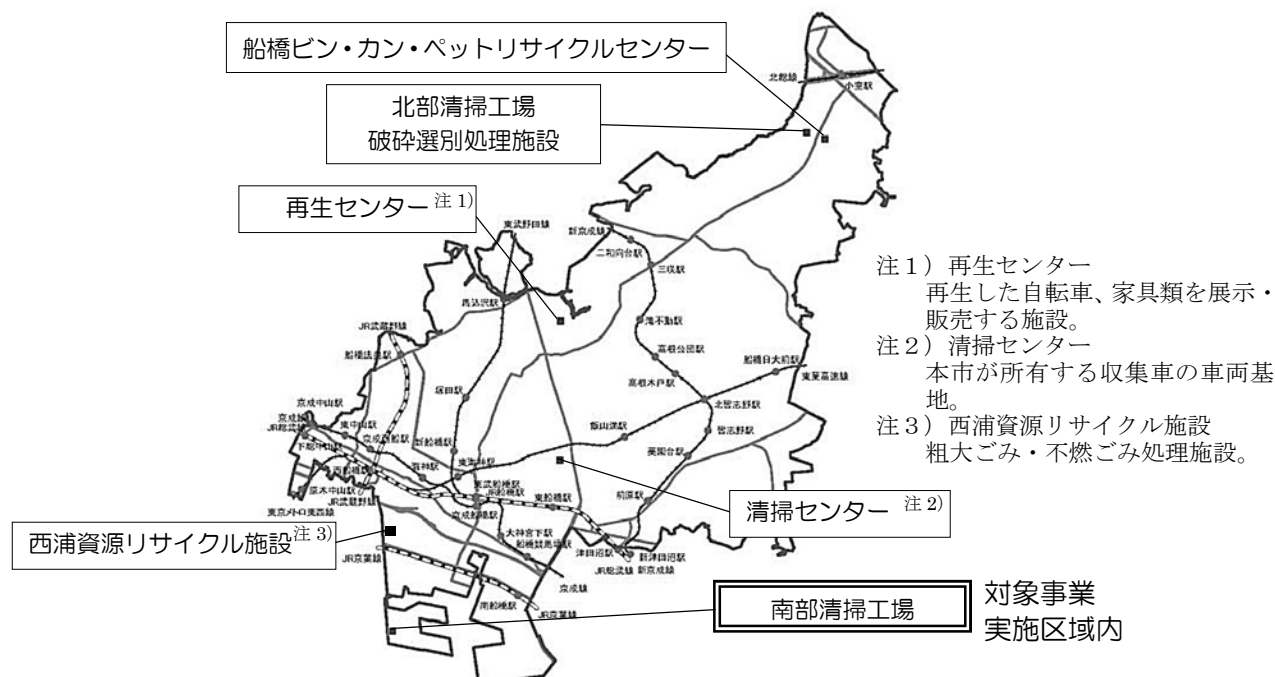
2-3-5 対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業

対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業はない。

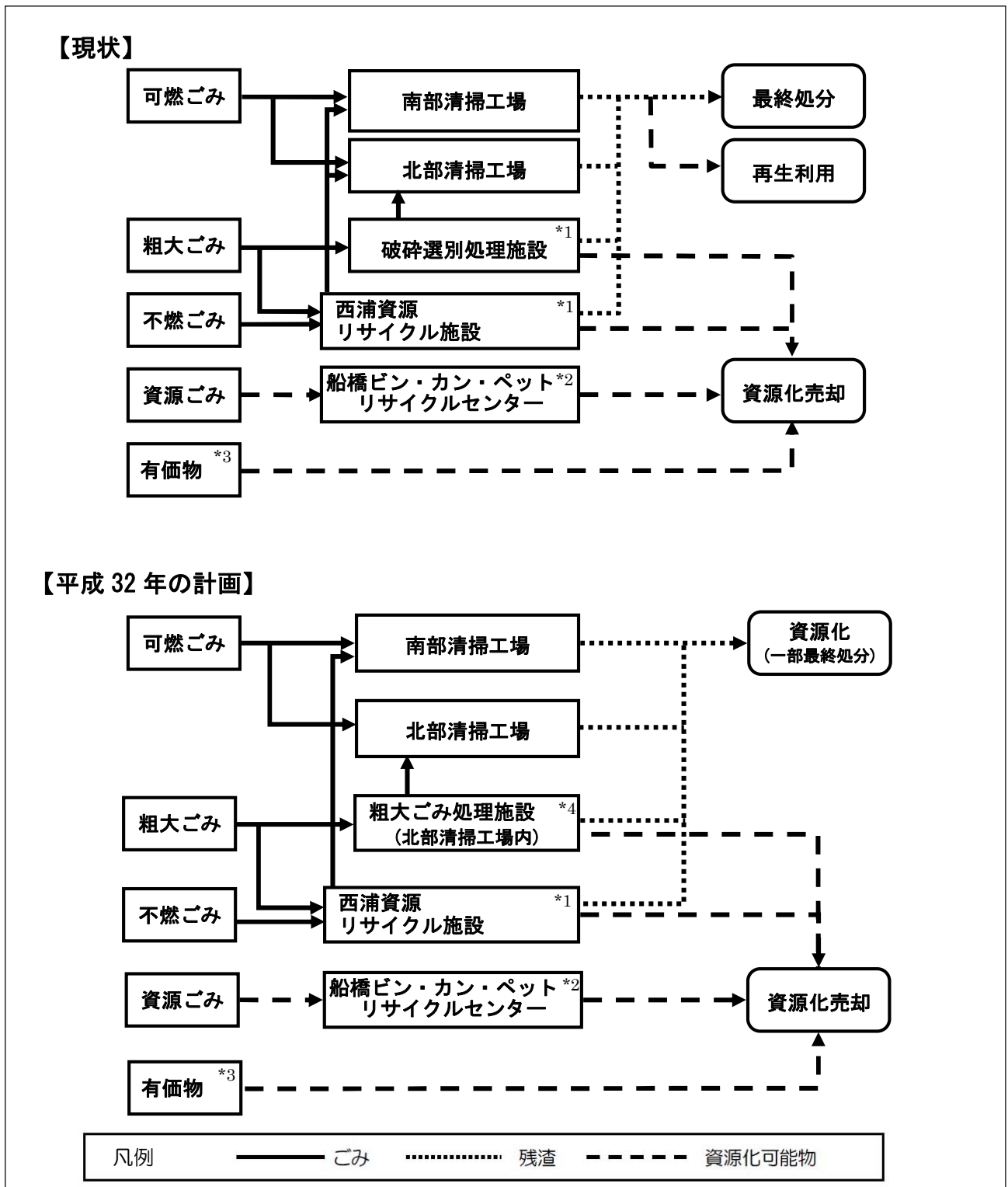
2-3-6 対象事業の内容でその変更により環境影響が変化するもの

1. 廃棄物処理計画

本市の現況におけるごみ処理施設の配置は、図2-3.4に示すとおりである。また、現況及び将来のごみの流れは、図2-3.5に示すとおりである。



出典：「平成25年度 船橋市のごみ事情」(船橋市ホームページ)を基に作成
図2-3.4 ごみ処理に係る主な施設配置(現況)



- *1 破碎選別処理施設及び西浦資源リサイクル施設 : 不燃ごみ、粗大ごみを、破碎選別処理や手選別処理によって可燃分などに選別する施設。
- *2 船橋ビン・カン・ペットリサイクルセンター : 資源ごみ（ビン、缶、金属類、ペットボトル）を、手選別や磁選別によってリターナブルビン、白色・茶色・その他ビン、アルミ缶、スチール缶、鉄類、非鉄類などに選別する施設。
- *3 有価物 : 有価物とは、自治会等による集団回収事業によって回収された新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、古着等をいう。回収業者（有価物回収協同組合）に引渡される。
- *4 粗大ごみ処理施設 : 粗大ごみの破碎選別処理を行う施設。

出典：「船橋市一般廃棄物処理基本計画」（平成24年2月、船橋市）及び「平成25年度 船橋市のごみ事情」（船橋市ホームページ）を基に作成。

図 2-3.5 船橋市のごみ処理の流れ

2. 建築計画

計画建築物等の概要は、表2-3.6に示すとおりである。

煙突高さは、既存工場と同様の59mとする。また、構造物の基礎については、設置する場所の地盤支持力等を十分考慮する計画である。

表2-3.6 建築計画の概要

名 称	建築面積	構 造	階 数	高 さ	備 考	
建築物	工場棟	7,016m ²	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	地下1階 地上6階	地上38m	
	管理棟	786m ²	鉄筋コンクリート造	地上3階	地上15m	既存施設を利用した場合
	計量棟	157m ²	鉄筋コンクリート造	地上1階	地上6m	
合 計	7,959m ²	—	—	—		
煙 突	—	鉄筋コンクリート造 又は鉄骨造	—	地上59m	1炉1本 計3本集合煙突	

3. 処理方式の概要及び処理の流れ

(1) 処理方式の概要

本事業で採用した処理方式であるストーカ方式について、概要を表2-3.7に示す。

表2-3.7 処理方式の概要（ストーカ方式）

概 念 図	概 要 説 明
	<p>ごみを可動するストーカ（火格子）上でゆっくり移動しながら、ストーカ下部から吹き込まれる燃焼用空気により、乾燥・燃焼・後燃焼の3段階を経て焼却を行い、焼却灰として排出される。ごみ中の不燃物及び灰分の大部分は、ストーカ終端から焼却灰として排出されるが、一部は燃焼ガス中に飛散し、集じん器にて飛灰として捕集する。</p> <p>ストーカ式焼却炉は、都市ごみ焼却分野において多くの実績がある。</p>

(2) 処理の流れ

ストーカ方式の処理フローのイメージは、図 2-3.6 に示すとおりである。

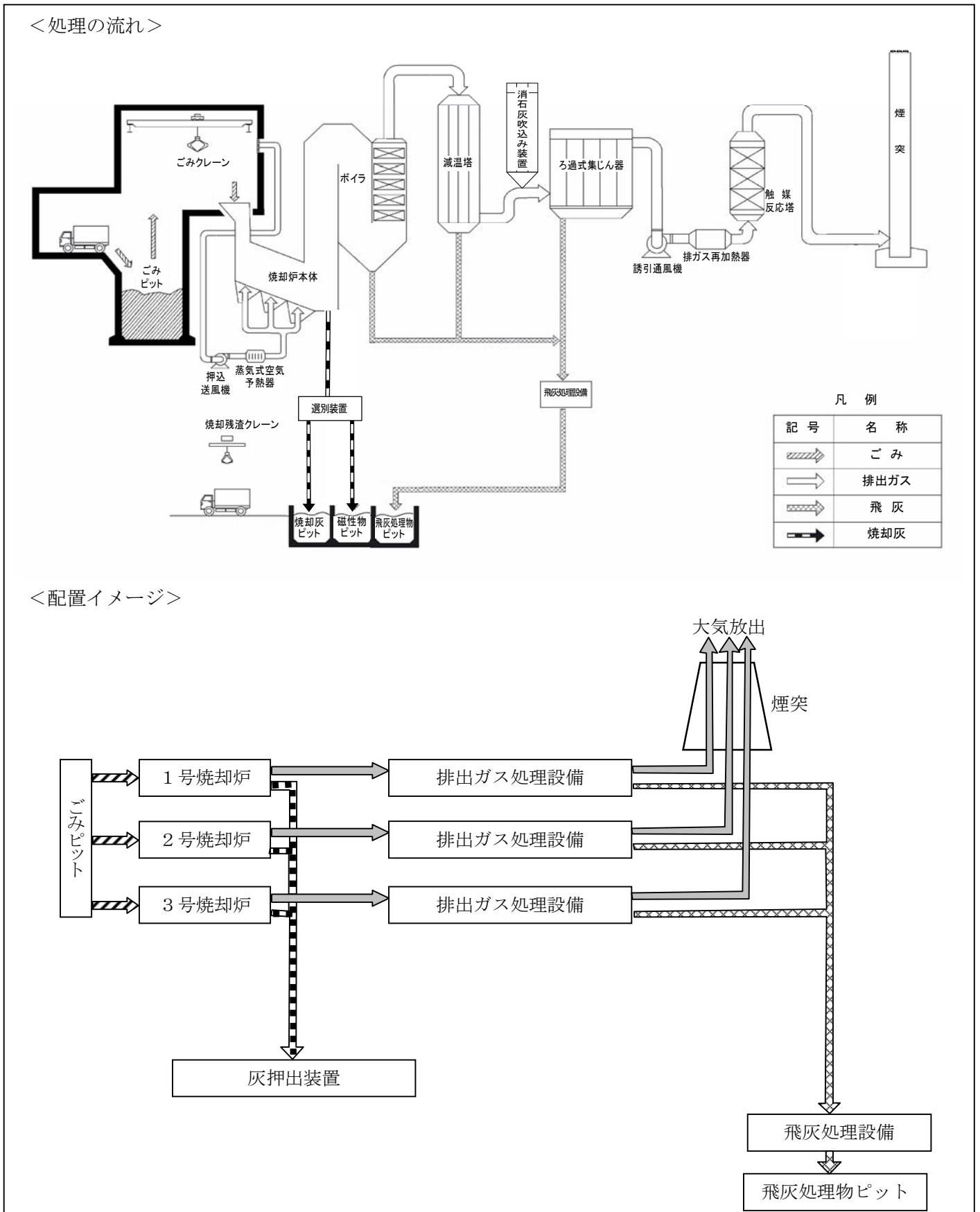


図 2-3.6 処理フロー

4. 公害防止に係る計画目標値

本事業における公害防止に係る計画目標値は、表 2-3.8(1)～(3)に示すとおりで、法令を遵守するとともに、より下回るように設定している。

表 2-3.8(1) 公害防止に係る計画目標値（排出ガス）

項 目		計画目標値 ^{注)}	法、条例による規制値		根拠法令
大 気 質	ばいじん	0.01g/m ³ _N 以下	濃度規制	0.04g/m ³ _N 以下	大気汚染防止法に基づく排出基準
			濃度規制	0.10g/m ³ _N 以下	千葉県上乘せ基準 (O ₂ 濃度換算をしない)
	窒素酸化物	50ppm 以下	濃度規制	250ppm 以下	大気汚染防止法に基づく排出基準
			総量規制	8.07 m ³ _N /時 (87ppm)	船橋市窒素酸化物対策 指導要綱に基づく指導 基準
	硫黄酸化物	20ppm 以下	K 値規制	K 値=1.75 (300ppm 相当)	大気汚染防止法に基づく特別排出基準
			総量規制	7.84m ³ _N /時 (85ppm)	大気汚染防止法に基づく総量規制基準
	塩化水素	20ppm 以下	濃度規制	430ppm 以下 (700mg/m ³ _N 以下)	大気汚染防止法に基づく排出基準
	ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/m ³ _N 以下	濃度規制	0.1ng-TEQ/m ³ _N 以下	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準

注) 大気質に係る計画目標値及び規制値は、酸素濃度 (O₂) : 12%換算値である。

表 2-3.8(2) 公害防止に係る計画目標値（水質）

	項目	計画目標値	法・条例による許容濃度	根拠法令	
水	カドミウム及びその化合物	クローズドシステムの場合はない。	排出水	0.01 mg/L 以下	下水道法に基づく 排除基準
	シアン化合物		排出水	検出されないこと	
	有機燐化合物		排出水	検出されないこと	
	鉛及びその化合物		排出水	0.1 mg/L 以下	
	六価クロム化合物		排出水	0.05 mg/L 以下	
	砒素及びその化合物		排出水	0.05 mg/L 以下	
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物		排出水	0.0005 mg/L 以下	
	アルキル水銀化合物		排出水	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル		排出水	検出されないこと	
	トリクロロエチレン		排出水	0.3 mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン		排出水	0.1 mg/L 以下	
	ジクロロメタン		排出水	0.2 mg/L 以下	
	四塩化炭素		排出水	0.02 mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン		排出水	0.04 mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン		排出水	1 mg/L 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン		排出水	0.4 mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン		排出水	3 mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン		排出水	0.06 mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン		排出水	0.02 mg/L 以下	
	チウラム		排出水	0.06 mg/L 以下	
	シマジン		排出水	0.03 mg/L 以下	
	チオベンカルブ		排出水	0.2 mg/L 以下	
	ベンゼン		排出水	0.1 mg/L 以下	
	セレン及びその化合物		排出水	0.1 mg/L 以下	
	質		ほう素及びその化合物	下水道放流の場合 は右記の排除基準。	
ふっ素及びその化合物			排出水	(河川その他) 8 mg/L 以下 (海域) 15 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン			排出水	0.5 mg/L 以下	
フェノール類			排出水	0.5 mg/L 以下	
銅及びその化合物			排出水	1 mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物			排出水	1 mg/L 以下	
鉄及びその化合物（溶解性）			排出水	5 mg/L 以下	
マンガン及びその化合物（溶解性）			排出水	5 mg/L 以下	
クロム及びその化合物			排出水	0.5 mg/L 以下	
ダイオキシン類			排出水	10 pg-TEQ/L 以下	
水素イオン濃度			排出水	5 < pH < 9	
生物化学的酸素要求量			排出水	5日間に600 mg/L 未満	
浮遊物質			排出水	600 mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉍油類含有量			排出水	5 mg/L 以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 動植物油脂類含有量			排出水	30 mg/L 以下	
窒素含有量		排出水	60 mg/L 未満		
リン含有量		排出水	8 mg/L 未満		

表 2-3. 8(3) 公害防止に係る計画目標値（騒音、振動及び悪臭）

項 目		計画目標値	法、条例による規制値		根拠法令	
騒音	昼 間	55デシベル以下	敷地境界	70デシベル以下	騒音規制法に基づく 規制基準	
	朝・夕	55デシベル以下		65デシベル以下		
	夜 間	55デシベル以下		60デシベル以下		
振動	昼 間	55デシベル以下	敷地境界	65デシベル以下	船橋市環境保全条例に基づ く規制基準	
	夜 間	55デシベル以下		60デシベル以下		
悪 臭	臭気濃度	1000 以下	排出口	2000 以下	千葉県「悪臭防止対策の指 針」に基づく指導目標値	
		15 以下	敷地境界	25 以下		
	特 定 悪 臭 物 質	アンモニア	1ppm 以下	敷地境界	1ppm 以下	悪臭防止法に基づく事業場 の敷地境界における規制基 準
		メチルメルカプタン	0.002ppm 以下	敷地境界	0.002ppm 以下	
		硫化水素	0.02ppm 以下	敷地境界	0.02ppm 以下	
		硫化メチル	0.01ppm 以下	敷地境界	0.01ppm 以下	
		二硫化メチル	0.009ppm 以下	敷地境界	0.009ppm 以下	
		トリメチルアミン	0.005ppm 以下	敷地境界	0.005ppm 以下	
		アセトアルデヒド	0.05ppm 以下	敷地境界	0.05ppm 以下	
		プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以下	敷地境界	0.05ppm 以下	
		ホルムアルデヒド	0.009ppm 以下	敷地境界	0.009ppm 以下	
		イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以下	敷地境界	0.02ppm 以下	
		ホルムアルデヒド	0.009ppm 以下	敷地境界	0.009ppm 以下	
		イソバレルアルデヒド	0.003ppm 以下	敷地境界	0.003ppm 以下	
		イソブタノール	0.9ppm 以下	敷地境界	0.9ppm 以下	
		酢酸エチル	3ppm 以下	敷地境界	3ppm 以下	
		メチルイソブチルケトン	1ppm 以下	敷地境界	1ppm 以下	
		トルエン	10ppm 以下	敷地境界	10ppm 以下	
		スチレン	0.4ppm 以下	敷地境界	0.4ppm 以下	
		キシレン	1ppm 以下	敷地境界	1ppm 以下	
プロピオン酸	0.03ppm 以下	敷地境界	0.03ppm 以下			
ノルマル酪酸	0.001ppm 以下	敷地境界	0.001ppm 以下			
ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以下	敷地境界	0.0009ppm 以下			
イソ吉草酸	0.001ppm 以下	敷地境界	0.001ppm 以下			

注) 騒音及び振動について、供用後においては、暗騒音が大きく計画目標値と測定値との対比が直接できないため、日常の維持管理は騒音規制法及び船橋市環境保全条例に基づく規制基準と測定値（暗騒音を含む）を対比することにより行うものとする。なお、計画目標値との対比については、供用後の事後調査で検証を行う。

5. 工事計画

(1) 工事工程

本事業の工事工程は、表2-3. 9に示すとおりである。

表2-3. 9 工事工程表

工事項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
新設工事	工場棟・計量棟	■■■■■					
改修工事	管理棟 ^{注)}			■■■■■			
解体工事	既存工場					■■■■■	
	焼却灰 再資源化施設	■■■■■					
埋設廃棄物対策工事		■■■■■					

注) 民間事業者の提案により既設管理棟の改修工事を行った場合の想定スケジュール。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

省略

第4章 関係地域

船橋市、市川市、習志野市、浦安市

第5章 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解

方法書を平成24年8月24日に知事へ送付したところ、平成24年9月18日から平成24年10月17日にかけて縦覧に供され、縦覧開始日から平成24年11月2日の意見提出期間内において、意見書の提出はなかった。

第6章 方法書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解

平成25年1月24日付環第1030号で通知された方法書に対する千葉県知事意見及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書に対する意見

(通知)

平成24年8月24日付けで送付のあった標記方法書について、千葉県環境影響評価条例第10条第1項の規定により、次のとおり意見を述べます。

当該事業については、対象事業実施区域にある最終処分場跡地の改変を伴うことから、施設的设计及び工事の実施に当たっては環境への影響に十分配慮するとともに、環境影響評価の実

施に当たっては、これらの事業特性を踏まえ、必要に応じて選定した項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を適正に行う必要があります。

さらに、環境保全措置について、今後の調査及び予測結果を基に、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかという観点から検討し、対象事業の実施に伴う環境影響についてできる限り回避・低減する必要があります。

については、下記事項について所要の措置を講ずるよう御配意願います。

知事意見（前文）に対する事業者の見解

本事業は、廃棄物焼却施設に求められる高次の安全性、安定性や公害防止機能、効率的な処理機能を確保した新たな焼却施設の整備を目的として、既存工場の隣接地に新工場を設置する事業です。

当該事業については、対象事業実施区域にある最終処分場跡地の改変を伴うことから、環境影響評価の実施にあたっては、当環境への影響に十分配慮した計画とするため、メーカーへのヒアリング等に基づいて施設の設計や工事の実施方法等について検討を行い、その内容を準備書に記載しました。

環境保全措置については、「第8章 環境の保全のための措置」に記載したとおり計画しており、調査及び予測結果を基に、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかという観点から検討し、事業者により実行可能な範囲で対象事業の実施に伴う環境影響についてできる限り回避・低減するように配慮いたしました。

なお、事業の実施に際しては、施工業者に対して、計画目標値や予測条件として設定した諸元、環境保全措置などの配慮事項等について、発注の際の仕様において性能保証を求めることにより遵守するものとします。

1 事業計画にかかわる事項

最終処分場跡地の改変を伴うことから、生じる可能性のある、埋設廃棄物の飛散・流出並びに汚水、悪臭ガス及び可燃性ガス発生への対応について、具体的に記載すること。

事業者の見解

埋設廃棄物の飛散・流出対策として、掘削工事にあたっては敷地境界周辺に防じんネットや仮囲い等を設置し、必要に応じて散水、シート掛け、覆土等を行います。また、屋外に埋設廃棄物を仮置きする場合には、フレキシブルコンテナバック等に詰め込み、保管中、風雨にさらされないようにし、地下浸透を防止するため、必要に応じて遮水シート等による養生を行うとともに、臭気が発生

する場合には、中和剤やマスキング剤の散布等を行います。

また、可燃性ガス等による労働災害の防止のため、可燃性ガスや酸素濃度等を管理し、必要に応じて適切な対策を講じるものとしており、以上の内容について準備書に記載しました。

2 環境影響評価の項目にかかわる事項

最終処分場跡地の改変を伴うことから、工事中の雨水等による環境への影響を検討し、必要に応じて水質を環境影響評価項目として選定すること。

事業者の見解

工事中の雨水等については、周辺の工場からの雨水とともに対象事業実施区域周辺に埋設された雨水管を通して千葉港へ放流する計画であり、工事の実施に伴う土砂の掘削や裸地の出現等により降雨時の濁水の発生が考えられることから、工事の実施による水質を環境影響評価項目として追加で選定しました。

3 調査、予測及び評価の手法にかかわる事項

(1) 大気質にかかわる事項

ア 大気質の評価の手法について、長期平均濃度から日平均値の2%除外値（又は年間98%値）への換算方法を明らかにすること。

事業者の見解

工事用車両による沿道大気質の予測における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る日平均値の年間98%値又は2%除外値への換算方法は、「国土技術政策総合研究所資料第714号 道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月 国土交通省国土技術政策総合研究所）に基づく換算式を用いました。

また、廃棄物焼却施設稼働による大気質の予測における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る日平均値の年間98%又は2%除外値への換算方法は、統計モデルを採用しました。対象とする測定局のデータは、関係地域の各市に設置されている6測定局（船橋印内、船橋若松、船橋南本町、市川二俣、市川行徳駅前、習志野谷津）として、直近の5年間の最新のデータ（平成20年度から平成24年度のデータ）を用いて統計処理により換算式を求めました。

イ 短期高濃度予測の対象について、大気安定度不安定時、上層気温逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時及びダウンドラフト時のそれぞれの事象の出現頻度を明らかにするとともに、事象ごとに高濃度となる煙源条件を検討すること。

事業者の見解

本事業では航空法の制限により、上層気象調査のうち上層気温に関する調査が実施できなかったことから、短期高濃度予測については、高濃度が考えられる条件を既存資料等により設定のうえ予測計算を行い、最も高濃度と予測された条件について既存資料調査結果及び現地調査結果のデータにより整理が可能な範囲で出現頻度を明らかにしました。

(2) 悪臭にかかわる事項

現在の施設における煙突排出ガス中の特定悪臭物質濃度（悪臭防止法2号規制対象物質）を調査し、その結果を予測、評価に反映させること。

事業者の見解

悪臭については、既存工場における排ガス中のアンモニア等13物質の特定悪臭物質濃度及び臭気指数を調査し、その結果を踏まえて予測、評価を行いました。

既存工場における排ガス中の臭気濃度は、新工場の計画目標値である1,000以下（臭気指数：30以下）を超える値であったことから、計画目標値での予測のほか、参考として既存施設での測定結果（臭気濃度：4,000）についても予測を行いました。また、アンモニア濃度については、計画目標値を設定していないことから、既存工場での測定結果の最大値（2.2ppm）を踏まえ、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006改訂版」（平成18年4月、（社）全国都市清掃会議）に示される設計値（10ppm）を排出濃度に設定のうえ予測を行い、評価しました。

(3) 土壌にかかわる事項

最終処分場跡地の改変を伴うことから、埋設廃棄物の位置及び深度等を明らかにした上で、工事の実施による地下水質への影響を監視すること。

事業者の見解

埋設廃棄物は、対象事業実施区域の敷地境界から10m以上内側の範囲内で、4～6m程度の覆土の下層の層厚2～4m程度に存在しています。地下水は地表から1～4m付近に存在しており、工事に先立ち対象事業実施区域の周囲に鉛直遮水工を不透水層まで設置し、水平方向への拡散を防止する計画としています。

工事の実施による地下水質への影響の監視は、埋立地の掘削、杭の打設等の工事を実施する期間において、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準じて3ヵ月に1回の頻度でダイオキシン類、鉛、砒素について実施するほか、1ヵ月に1回の頻度で水素イオン濃度（pH）、電

気伝導度 (EC)、塩化物イオン (CL⁻)、浮遊物質量 (SS)、6 ヶ月に 1 回の頻度で環境基準項目 (健康項目) について調査を実施する計画としており、監視計画として記載しました。

(4) 動物にかかわる事項

ア 鳥類の調査について、渡りの最盛期を考慮し、春は 4 月末～5 月 5 日頃の間、秋は 9 月 1 日を中心とした 7～10 日の間に行うこと。

事業者の見解

三番瀬の干潟を利用する鳥類が対象事業実施区域をどのように利用するかを確認するため、ご指摘のあった渡りの最盛期となる当該期間 (春季：5 月 2 日、秋季：9 月 3 日) において鳥類の調査を実施し、その結果も踏まえて、予測及び評価を行いました。

イ 対象事業実施区域において、生物の生息環境を把握するため、昆虫類について夏及び秋の調査を実施すること。

事業者の見解

昆虫類の調査は、春季 (5 月 1 日～2 日)、夏季 (7 月 30 日～31 日) 及び秋季 (10 月 10 日～11 日) の三季において実施し、その結果も踏まえて、予測及び評価を行いました。

(5) 景観にかかわる事項

煙突による景観上の影響幅を求めた上で、近隣の複数の市の公園、護岸等からの眺望点を増やすこと。

事業者の見解

垂直見込角に応じた視対象の見え方として、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(平成 25 年 3 月 環境省) などにおいて、視角が 1° の場合には“十分見えるけど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい”ものとされています。本事業の煙突高さは 59m を計画しており、視角が 1° 以下となるのは距離が 3,380m の場合となります。

眺望点については、習志野市、市川市のほか、対象事業実施区域から約 4 km 離れた浦安市も含めた公園、護岸等について再度、調査し、浦安市の護岸近くにある公園を眺望点として追加のうえ予測及び評価を行いました。なお、その他の公園、護岸等については、立ち入り禁止の区域のほか、周辺の建築物により視認されない場所などとなっており、景観の眺望点として適切ではないことを確認しています。

第7章 対象事業に係る環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法及び結果

7-1 環境影響評価の項目

7-1-1 活動要素の選定

本事業による事業特性と地域特性を勘案して活動要素を表7-1.1に示すとおり選定した。また、活動要素の選定理由を同表に併せて示す。

表7-1.1 本事業による活動要素の選定及びその理由

段階	活動要素の区分	選定結果	選定する理由又は選定しない理由
工事の実施	切土又は盛土	○	用地の整備に伴い、小規模ではあるが土砂の切盛を行うことから、活動要素として選定する。
	工作物の撤去又は廃棄	○	既存工場、焼却灰再資源化施設等の工作物を撤去するため、活動要素として選定する。
	資材又は機械の運搬	○	工事に伴い資材や機械の運搬を行うため、活動要素として選定する。
	仮設工事	○	仮設工事を行うため、活動要素として選定する。
	基礎工事	○	廃棄物焼却施設（煙突を含む）の設置にあたり基礎工事を行うため、活動要素として選定する。
	施設の設置工事	○	廃棄物焼却施設（煙突を含む）の設置工事を行うため、活動要素として選定する。
土地又は工作物の存在及び供用	施設の存在等	○	廃棄物焼却施設が存在するため、活動要素として選定する。
	ばい煙又は粉じんの発生	○	廃棄物の焼却等によりばい煙が発生するため、活動要素として選定する。
	排出ガス（自動車等）	×	廃棄物運搬車両の台数や走行ルートは現状と基本的に変わらないことから、活動要素として選定しない。
	排水	×	廃棄物焼却施設の稼働に伴う排水は、排水処理設備にて処理後、再利用又は下水道放流する。また、生活排水についても下水道へ放流する計画であり、公共用水域への排水はないことから、活動要素として選定しない。
	騒音又は振動の発生	○	誘引通風機などの騒音及び振動発生機器の設置により騒音・振動の発生が考えられるため、活動要素として選定する。
	悪臭の発生	○	廃棄物焼却施設の稼働に伴い悪臭が発生することが考えられるため、活動要素として選定する。
	廃棄物の発生	○	廃棄物焼却施設の稼働に伴い焼却灰等の廃棄物が発生するため、活動要素として選定する。
工作物の撤去又は廃棄	×	新工場に係る工作物については撤去又は廃棄の計画がないことから、活動要素として選定しない。	

注) ○は活動要素として選定したことを、×は活動要素として選定しなかったことを表す。

7-1-2 環境影響評価項目の選定

本事業に係る環境影響評価項目は、参考項目を基に表7-1.2(1)、(2)に示すとおり選定した。

なお、環境影響評価項目として選定した理由、もしくは参考項目に対して項目の削除又は追加を行う理由は、表7-1.3(1)～(6)に示すとおりである。

表 7-1.2(1) 環境影響評価の項目の選定結果

環境要素の区分		活動要素の区分	工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用							
			切土又は盛土	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設定工事	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス(自動車等)	排水	騒音又は振動の発生	悪臭の発生	廃棄物の発生	工作物の撤去又は廃棄
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気	硫黄酸化物							○							
		窒素酸化物			○					○	×					
		一酸化炭素			×						×					
		浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○	○		○	×					×
		有害物質								○						
	水質	生物化学的酸素要求量							×			×				
		化学的酸素要求量							×			×				
		水素イオン濃度							×			×				
		浮遊物質量	○			○	○		×			×				
		全りん							×			×				
		全窒素							×			×				
		ノルマルヘキサン抽出物質							×			×				
		溶存酸素量							×			×				
		大腸菌群数							×			×				
		有害物質等(健康項目)							×			×				
		有害物質等(その他)							×			×				
		水底の底質										×				
	水文環境	×					×	×			×					
	騒音	○	○	○	○	○	○					○			×	
	振動	○	○	○	○	○	○					○			×	
	悪臭												○			
	地形及び地質等	×				×										
	地盤	×					×									
	土壌	○					○									
	風害、光害及び日照障害								×							

注1) 〇は、県の指針に基づく参考項目として示されているもの。それを基に、次のとおり表示した。

○：参考項目であり、選定した項目

×：参考項目であるが、選定しない項目

◎：参考項目ではないが、本事業の特性を踏まえ選定した項目

注2) 本事業の切土又は盛土工事としては、大規模な造成は伴わず、整地工事程度である。

表 7-1.2(2) 環境影響評価の項目の選定結果

環境要素の区分		工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用									
		切土又は盛土	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設定工事	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス(自動車等)	排水	騒音又は振動の発生	悪臭の発生	廃棄物の発生	工作物の撤去又は廃棄	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	○			○		○	○								
	動物	○			○		○	○								
	陸水生物	×			×		×	×		×						
	生態系	×			×		×	×		×						
	海洋生物				×		×	×		×						
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観							○								
	人と自然との触れ合いの活動の場			◎				○								
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物		○			○								○	×	
	残土	○				○										
	温室効果ガス等	二酸化炭素							○							
		一酸化二窒素							○							
メタン								○								

注1) は、県の指針に基づく参考項目として示されているもの。それを基に、次のとおり表示した。

- ：参考項目であり、選定した項目
- ×
- ◎：参考項目ではないが、本事業の特性を踏まえ選定した項目

注2) 本事業の切土又は盛土工事としては、大規模な造成は伴わず、整地工事程度である。

表 7-1.3(1) 環境影響評価項目の選定理由（工事の実施）

環境要素		活動要素	選定結果	環境影響評価項目として選定する理由、もしくは参考項目に対して削除又は追加を行う理由	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	資材又は機械の運搬	○	工事中資材又は機械の運搬車両による影響が考えられることから、項目として選定する。
		一酸化炭素	資材又は機械の運搬	×	自動車排出ガスによる一酸化炭素への影響は極めて軽微であると考えられることから、項目として選定しない。
		浮遊粒子状物質	切土又は盛土、工作物の撤去又は廃棄、仮設工事、基礎工事、施設の設置工事	○	切土又は盛土などの工事の実施による粉じんの影響が考えられることから、項目として選定する。
	資材又は機械の運搬		○	窒素酸化物と同様の理由により、項目として選定する。	
	水質	浮遊物質質量	切土又は盛土、仮設工事、基礎工事	○	切土又は盛土などの工事の実施による濁水の影響が考えられることから、項目として選定する。
	水文環境		切土又は盛土、基礎工事、施設の設置工事	×	本事業の工事では、大規模な地形の変更は行わず、帯水層の分断のように広域的な地下水流に影響を与えるものではないと考えられることから、項目として選定しない。
	騒音	切土又は盛土、工作物の撤去又は廃棄、仮設工事、基礎工事、施設の設置工事	○	建設機械の稼働による影響が考えられることから、項目として選定する。	
		資材又は機械の運搬	○	工事中資材又は機械の運搬車両による影響が考えられることから、項目として選定する。	
	振動	切土又は盛土、工作物の撤去又は廃棄、仮設工事、基礎工事、施設の設置工事	○	騒音と同様の理由により、項目として選定する。	
		資材又は機械の運搬	○	騒音と同様の理由により、項目として選定する。	
	地形及び地質等		切土又は盛土、仮設工事、基礎工事	×	対象事業実施区域は重要な地形及び地質等に該当する地域ではなく、大規模な地形改変を伴うものではないことから、項目として選定しない。
	地盤		切土又は盛土、基礎工事	×	地盤沈下が生じる工事や地下水の揚水などを行わないことから、項目として選定しない。
	土壌		切土又は盛土、基礎工事	○	対象事業実施区域は最終処分場の跡地となっており、用地の造成や基礎工事に伴う土砂の移動や搬出が考えられ、土壌汚染に係る安全性を確認する必要があることから、項目として選定する。

注) ○：参考項目であり、選定した項目

×：参考項目であるが、選定しない項目

◎：参考項目ではないが、本事業の特性を踏まえ選定した項目

表 7-1.3(2) 環境影響評価項目の選定理由（工事の実施）

環境要素	活動要素	選定結果	環境影響評価項目として選定する理由、もしくは参考項目に対して削除又は追加を行う理由	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	切土又は盛土、仮設工事、施設の設置工事	○	工事の実施段階から植物への影響が考えられることから項目として選定する。なお、施工時の影響については、供用時と同じ影響要因となることから、施工時及び供用時として予測を行う。
	動物	切土又は盛土、仮設工事、施設の設置工事	○	工事の実施段階から動物への影響が考えられることから項目として選定する。なお、施工時に影響が生じ、供用時も継続することから、施工時及び供用時として予測を行う。
	陸水生物	切土又は盛土、仮設工事、施設の設置工事	×	本事業の工事では湧水や他の水系を改変する事はなく、工事に伴う排水は十分な保全対策を行った後、放流する計画であることから、項目として選定しない。
	生態系	切土又は盛土、仮設工事、施設の設置工事	×	対象事業実施区域周辺は、大部分が工場地帯であること、ふなばし三番瀬海浜公園が隣接するものの事業による直接的な変化は行わないことから、植物・動物の予測評価で代表させることとし、項目として選定しない。
	海洋生物	仮設工事、施設の設置工事	×	陸水生物と同様の理由により、項目として選定しない。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	資材又は機械の運搬	◎	対象事業実施区域の近傍に、人と自然との触れ合いの活動の場として、ふなばし三番瀬海浜公園があることから、項目として選定する。
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物	工作物の撤去又は廃棄、仮設工事、基礎工事、施設の設置工事	○	各工事により廃棄物が発生することから、項目として選定する。
	残土	切土又は盛土、仮設工事、基礎工事	○	各工事により残土が発生することから、項目として選定する。

注) ○：参考項目であり、選定した項目

×：参考項目であるが、選定しない項目

◎：参考項目ではないが、本事業の特性を踏まえ選定した項目

表 7-1.3(3) 環境影響評価項目の選定理由（土地又は工作物の存在及び供用）

環境要素		活動要素	選定結果	環境影響評価項目として選定する理由、もしくは参考項目に対して削除又は追加を行う理由	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物	ばい煙又は粉じんの発生	○	廃棄物の焼却に伴い、硫黄酸化物が発生することから、項目として選定する。
		窒素酸化物	ばい煙又は粉じんの発生	○	硫黄酸化物と同様の理由により、項目として選定する。
			排出ガス（自動車等）	×	廃棄物運搬車両の台数やルートは現状と基本的に変わらないことから、項目として選定しない。
		一酸化炭素	排出ガス（自動車等）	×	窒素酸化物と同様の理由により、項目として選定しない。
		浮遊粒子状物質	ばい煙又は粉じんの発生	○	硫黄酸化物と同様の理由により、項目として選定する。
			排出ガス（自動車等）	×	窒素酸化物と同様の理由により、項目として選定しない。
			工作物の撤去又は廃棄	×	新工場に係る工作物については撤去又は廃棄の計画がないことから、項目として選定しない。
	有害物質（塩化水素、ダイオキシン類、水銀）	ばい煙又は粉じんの発生	○	廃棄物の焼却に伴い、有害物質（塩化水素、ダイオキシン類、水銀）の発生が予測されるため、項目として選定する。	
	水質	生物化学的酸素要求量	施設の存在等	×	設備は全て建屋に収納され、雨水は廃棄物等と接触することなく、生物化学的酸素要求量を増加させる活動要素はないことから、項目として選定しない。
			排水	×	廃棄物焼却施設の稼働に伴う排水は、排水処理設備にて処理後、再利用又は下水道放流する。また、生活排水についても下水道へ放流する計画であり、公共用水域への排水はないことから、項目として選定しない。
		化学的酸素要求量	施設の存在等	×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。
			排水	×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。
		水素イオン濃度	施設の存在等	×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。
排水			×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。	
浮遊物質		施設の存在等	×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。	
		排水	×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。	
全りん		施設の存在等	×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。	
		排水	×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。	
全窒素		施設の存在等	×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。	
		排水	×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。	

注) ○：参考項目であり、選定した項目

×：参考項目であるが、選定しない項目

◎：参考項目ではないが、本事業の特性を踏まえ選定した項目

表 7-1.3(4) 環境影響評価項目の選定理由（土地又は工作物の存在及び供用）

環境要素		活動要素	選定結果	環境影響評価項目として選定する理由、もしくは参考項目に対して削除又は追加を行う理由	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	水質	ノルマルヘキサン抽出物質	施設の存在等	×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。
			排水	×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。
		溶存酸素量	施設の存在等	×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。
			排水	×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。
		大腸菌群数	施設の存在等	×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。
			排水	×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。
		有害物質等（健康項目）	施設の存在等	×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。
			排水	×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。
		有害物質等（その他）	施設の存在等	×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。
			排水	×	生物化学的酸素要求量と同様の理由により、項目として選定しない。
		水底の底質	排水	×	廃棄物焼却施設の稼働に伴う排水は、排水処理設備にて処理後、再利用又は下水道放流する。また、生活排水についても下水道へ放流する計画であり、公共用水域への排水はないことから、項目として選定しない。
		水文環境	施設の存在等	×	帯水層の分断のような広域的な影響を与える施設ではないことから、項目として選定しない。
	排水		×	廃棄物焼却施設の稼働に伴う排水は、排水処理設備にて処理後、再利用又は下水道放流する。また、生活排水についても下水道へ放流する計画であり、公共用水域への排水はないことから、項目として選定しない。	
	騒音	騒音の発生	○	《施設の稼働》 誘引通風機などの騒音発生機器の稼働による影響が考えられることから、項目として選定する。	
			×	《廃棄物の運搬》 廃棄物運搬車両の台数やルートは現状と基本的に変わらないことから、項目として選定しない。	
		工作物の撤去又は廃棄	×	新工場に係る工作物については撤去又は廃棄の計画がないことから、項目として選定しない。	

注) ○：参考項目であり、選定した項目

×：参考項目であるが、選定しない項目

◎：参考項目ではないが、本事業の特性を踏まえ選定した項目

表 7-1.3 (5) 環境影響評価項目の選定理由（土地又は工作物の存在及び供用）

環境要素		活動要素	選定結果	環境影響評価項目として選定する理由、もしくは参考項目に対して削除又は追加を行う理由	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	振動	振動の発生	○	《施設の稼働》 誘引通風機などの機器の稼働による影響が考えられることから、項目として選定する。	
			×	《廃棄物の運搬》 廃棄物運搬車両の台数やルートは現状と基本的に変わらないことから、項目として選定しない。	
		工作物の撤去又は廃棄	×	新工場に係る工作物については撤去又は廃棄の計画がないことから、項目として選定しない。	
	悪臭	悪臭の発生	○	施設の稼働に伴い、煙突からの悪臭の排出及び施設からの悪臭の漏洩が考えられることから、項目として選定する。	
	風害、光害及び日照阻害	風害	施設の存在等	×	対象事業実施区域は臨海部の埋立地であり、周辺は工場地帯となっており住居等は存在しない。また、工場棟等の建築物の周りや敷地外周部には緑地を確保するなどの保全対策を行うことから、項目として選定しない。
		光害	施設の存在等	×	対象事業実施区域は臨海部の埋立地であり、周辺は工場地帯となっていることから、項目として選定しない。
		日照阻害	施設の存在等	×	対象事業実施区域は臨海部の埋立地であり、周辺は工場地帯となっており住居等は存在しないことから、項目として選定しない。
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	施設の存在等	○	対象事業実施区域は植栽帯などの緑地が含まれ、事業により植生状況が変化することから、項目として選定する。
		動物	施設の存在等	○	対象事業実施区域における植生等の変化により生息する動物の生息状況が変化する可能性があることから、項目として選定する。
		陸水生物	施設の存在等	×	対象事業実施区域には、陸水生物の生息する環境がほとんどないことから、項目として選定しない。
排水			×	廃棄物焼却施設の稼働に伴う排水は、排水処理設備にて処理後、再利用又は下水道放流する。また、生活排水についても下水道へ放流する計画であり、公共用水域への排水はないことから、項目として選定しない。	

注) ○：参考項目であり、選定した項目

×：参考項目であるが、選定しない項目

◎：参考項目ではないが、本事業の特性を踏まえ選定した項目

表 7-1.3(6) 環境影響評価項目の選定理由（土地又は工作物の存在及び供用）

環境要素	活動要素	選定結果	環境影響評価項目として選定する理由、もしくは参考項目に対して削除又は追加を行う理由
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生態系	×	動物に係る現地調査を踏まえ、予測地域の動物相について変化はなく、生息状況の変化の程度も小さいものと予測されたことから、植物・動物の予測評価で代表させることとし、項目として選定しない。
		×	陸水生物と同様の理由により、項目として選定しない。
	海洋生物	×	本事業では、施設の存在等に関して海域環境に影響及ぼす要因はないことから、項目として選定しない。
		×	陸水生物と同様の理由により、項目として選定しない。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	○	廃棄物焼却施設の設置に伴い景観が変化するため、項目として選定する。
	人と自然との触れ合いの活動の場	○	対象事業実施区域の近傍に、人と自然との触れ合いの活動の場として、ふなばし三番瀬海浜公園があることから、項目として選定する。
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物	○	廃棄物焼却施設の稼働に伴い焼却灰等の廃棄物が発生することから、項目として選定する。
		×	新工場に係る工作物については撤去又は廃棄の計画がないことから、項目として選定しない。
	温室効果ガス等	○	廃棄物の燃焼に伴い二酸化炭素等の温室効果ガスが発生することから、項目として選定する。

注) ○：参考項目であり、選定した項目

×：参考項目であるが、選定しない項目

◎：参考項目ではないが、本事業の特性を踏まえ選定した項目

7-2 調査・予測・評価の手法及び結果

7-2-1 大気質

施工時

7-2-1-1 建設機械稼働による粉じん等

1. 調査

降下ばいじん量の現地調査は、対象事業実施区域内の1地点で行った。

降下ばいじん量の現地調査結果は、表7-2-1.1に示すとおりである。

調査結果は、2.6 t/km²/月～8.3 t/km²/月であり、夏季が最も大きくなっていた。

この値は、降下ばいじんのバックグラウンド濃度が比較的高い地域の値(10 t/km²/月)(出典：「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年、建設省))を下回っている。

表7-2-1.1 降下ばいじん量調査結果

地 点	調査時期		降下 ばいじん量	溶解性 物質質量	不溶解性 物質質量
			t/km ² /月	t/km ² /月	t/km ² /月
対象事業 実施区域	冬季	平成25年1月4日～1月31日	2.6	1.1	1.5
	春季	平成25年4月1日～4月30日	7.4	5.6	1.8
	夏季	平成25年7月1日～7月31日	8.3	7.1	1.3
	秋季	平成25年10月1日～10月31日	7.8	6.4	1.4

注) 端数処理を行っていることから、内訳の積算値と合計値が合わない場合がある。

2. 予測

建設機械稼働による降下ばいじん量の予測結果は、表7-2-1.2に示すとおりである。

季節別降下ばいじん量の最大値は、2.1 t/km²/月(冬季)であり、降下ばいじんに係る参考値を下回るものと予測する。

表7-2-1.2 建設機械稼働による降下ばいじん量の予測結果

予測地点	工 種	ユニット	ユニット数	降下ばいじん量 (t/km ² /月)				参考値 ^{注)}
				春季	夏季	秋季	冬季	
南側 敷地境界	造成工事	掘削工(土砂掘削)	3	1.2	1.1	2.0	2.1	工事寄与の 降下ばいじ ん量が 10 t/km ² /月 以下

注) 降下ばいじんに係る参考値(出典：「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年、建設省))

3. 環境保全措置

【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】

- ・粉じんの飛散を防止するために、適宜、散水を行う。
- ・場内に掘削土等を仮置きする場合は、必要に応じて粉じんの飛散を防止するためにシート等で養生する。
- ・掘削工事にあたっては、飛散防止対策として、敷地境界周辺に防じんネットや仮囲い等を設置し、必要に応じて散水、シート掛け、覆土等を行う。

4. 評価

① 環境の保全が適切に図られているかの評価

工事の実施にあたっては、「3. 環境保全措置」に記載の措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

② 環境基準等と予測結果との比較による評価

建設機械稼働による降下ばいじん量の予測結果の最大値は、2.1 t / km² / 月（冬季）であり、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。

表7-2-1.3 建設機械稼働による粉じん等に係る整合を図るべき基準

項目	整合を図るべき基準	
	根拠	降下ばいじん量
粉じん	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年、建設省）に示される降下ばいじんに係る参考値	工事寄与の降下ばいじん量が10 t / km ² / 月以下

7-2-1-2 工事用車両による沿道大気質

1. 調査

(1) 文献その他資料調査

① 二酸化窒素

周辺の自動車排出ガス測定局（船橋海神測定局及び船橋日の出測定局）の二酸化窒素の平成24年度測定結果は、表7-2-1.4に示すとおりである。

表7-2-1.4 二酸化窒素年間測定結果（平成24年度）

測定局	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準との比較 ^{注1)}	県環境目標値との比較 ^{注2)}
	(ppm)	(ppm)		
船橋海神	0.024	0.049	○	×
船橋日の出	0.029	0.060	○	×

注1) 環境基準との比較：○は環境基準（日平均値の98%値が0.06ppm以下であることを）を達成。

注2) 県環境目標値との比較：×は県環境目標値（日平均値の98%値が0.04ppm以下であることを）を未達成。

出典：「平成24年度大気環境常時測定結果」（平成25年8月、千葉県）

② 浮遊粒子状物質

周辺の自動車排出ガス測定局（船橋海神測定局及び船橋日の出測定局）の浮遊粒子状物質の平成24年度測定結果は、表7-2-1.5に示すとおりである。

表7-2-1.5 浮遊粒子状物質年間測定結果（平成24年度）

測定局	年平均値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上 連続したことの有無	環境基準と の比較 ^{注)}
	(mg/m ³)	(時間)	(日)	(mg/m ³)	(有×・無○)	
船橋海神	0.022	0	0	0.052	○	○
船橋日の出	0.020	0	0	0.050	○	○

注) 環境基準との比較：○は長期的評価による環境基準（日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.10 mg/m³を超えた日が2日以上連続していないこと）を達成。

出典：「平成24年度大気環境常時測定結果」（平成25年8月、千葉県）

(2) 現地調査

現地調査は、市道0114号沿道の1地点で行った。

① 窒素酸化物

窒素酸化物（二酸化窒素）の現地調査結果は、表7-2-1.6に示すとおりである。

二酸化窒素の年間平均値は0.024ppmであり、測定期間中に環境基準値（日平均値が0.04ppm～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下）を超える値はみられなかった。また、冬季において千葉県環境目標値（日平均値が0.04ppm以下）を超えた値がみられたものの、その他の季節では千葉県環境目標値を超える値はみられなかった。

表7-2-1.6 二酸化窒素調査結果

調査時期		有効測定 日数	測定 時間	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
		日	時間	ppm	ppm	ppm
冬季	平成25年1月30日～2月5日	7	168	0.032	0.074	0.048
春季	平成25年4月10日～4月16日	7	168	0.024	0.064	0.031
夏季	平成25年7月17日～7月23日	7	168	0.016	0.045	0.022
秋季	平成25年10月23日～10月29日	7	168	0.024	0.048	0.038
年間	—	28	672	0.024	0.074	0.048

調査地点：市道0114号沿道（高さ1.5m）

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下であること。

千葉県環境目標値：日平均値の98%値が0.04ppm以下

② 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の現地調査結果は、表7-2-1.7に示すとおりである。

年間平均値は0.024mg/m³であり、測定期間中に環境基準値（日平均値が0.10mg/m³以下、1時間値が0.20mg/m³以下）を超える値はみられなかった。

表7-2-1.7 浮遊粒子状物質調査結果

調査時期		有効測定 日数	測定 時間	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
		日	時間	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
冬季	平成25年1月30日～2月5日	7	168	0.027	0.072	0.041
春季	平成25年4月10日～4月16日	7	168	0.019	0.062	0.028
夏季	平成25年7月17日～7月23日	7	167	0.027	0.064	0.037
秋季	平成25年10月23日～10月29日	7	168	0.022	0.092	0.053
年間	—	28	671	0.024	0.092	0.053

調査地点：市道0114号沿道（高さ3.0m）

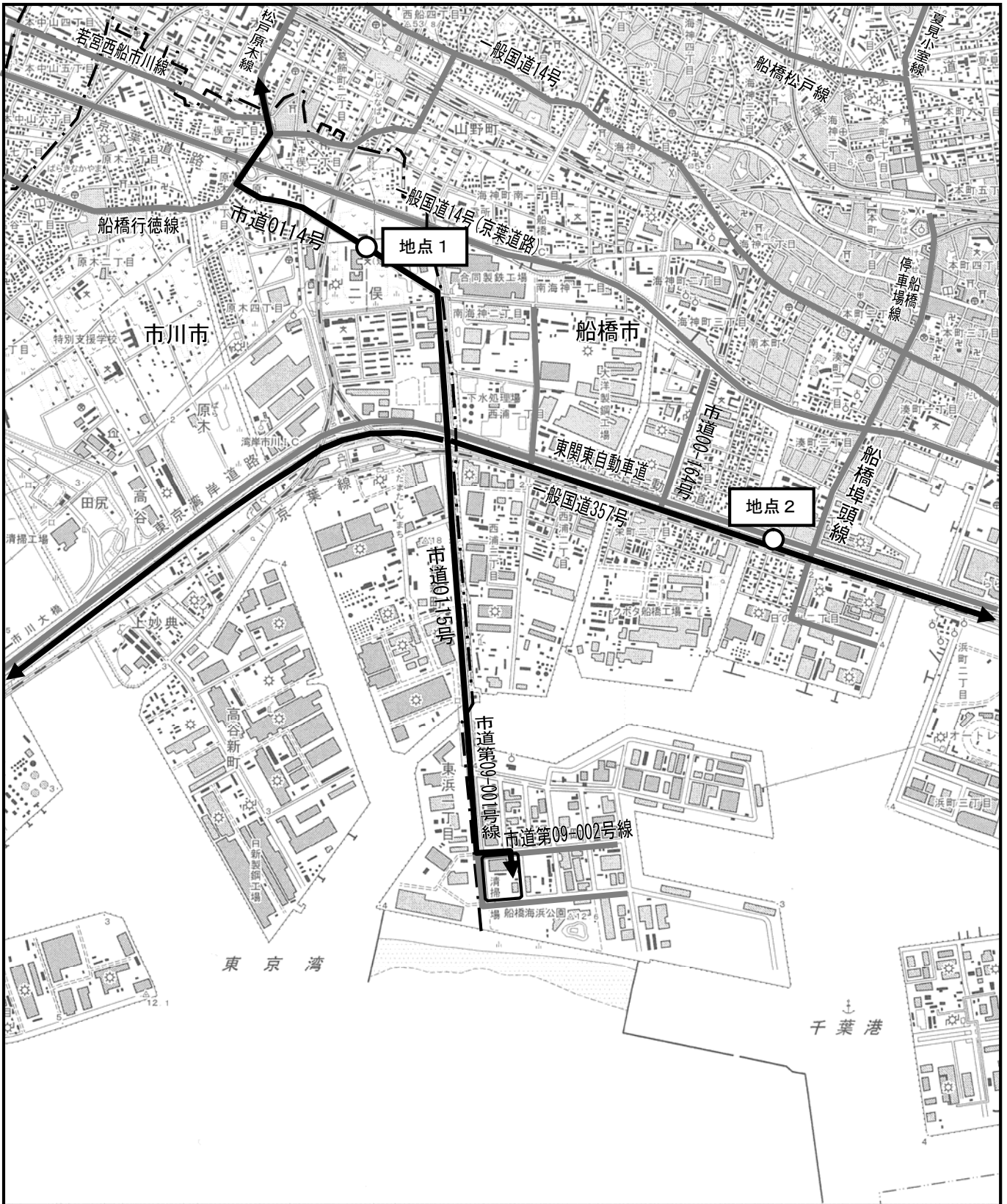
環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること。

2. 予 測

予測地点は、図7-2-1.1に示すとおりである。

予測対象時期は、工事用車両台数（年間の通行台数）が最も多くなる時期（1年間）である工事開始後31～42カ月の1年間とした。

また、予測に用いる拡散式は、「国土技術政策総合研究所資料第714号 道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所）に示されるブルーム式及びパフ式とした。

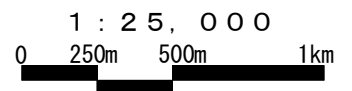
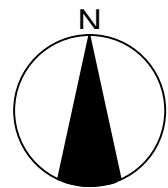


凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 主な道路
- 沿道大気質予測地点

この地図は、国土地理院発行の1：25,000地形図「船橋」を使用したものである。

図7-2-1.1 沿道大気質予測地点



(1) 年平均値

工事開始後31～42ヵ月目の工事用車両による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の予測結果は、表7-2-1.8(1)、(2)に示すとおりである。

工事用車両による付加濃度（年平均値）は、二酸化窒素が0.000019～0.000041ppm（付加率：0.08～0.17%）、浮遊粒子状物質が0.000004～0.000009mg/m³（付加率：0.02～0.04%）と予測する。

表7-2-1.8(1) 工事用車両による二酸化窒素濃度の予測結果（年平均値）

単位：ppm

予測地点		工事用車両 付加濃度 (A)	一般車両 寄与濃度 (B)	バックグラ ウンド濃度 (C)	環境濃度 予測結果 (A+B+C)	付加率 (A/(A+B+C) ×100)
地点1	北側	0.000019	0.002190	0.022	0.024209	0.08%
	南側	0.000019	0.002385	0.022	0.024404	0.08%
地点2	北側	0.000024	0.002693	0.018	0.020717	0.12%
	南側	0.000041	0.005800	0.018	0.023841	0.17%

表7-2-1.8(2) 工事用車両による浮遊粒子状物質濃度の予測結果（年平均値）

単位：mg/m³

予測地点		工事用車両 付加濃度 (A)	一般車両 寄与濃度 (B)	バックグラ ウンド濃度 (C)	環境濃度 予測結果 (A+B+C)	付加率 (A/(A+B+C) ×100)
地点1	北側	0.000005	0.000529	0.020	0.020534	0.02%
	南側	0.000004	0.000573	0.020	0.020577	0.02%
地点2	北側	0.000004	0.000534	0.023	0.023538	0.02%
	南側	0.000009	0.001170	0.023	0.024179	0.04%

(2) 日平均値の年間98%値（または2%除外値）

環境基準と比較するために、二酸化窒素については年平均値から日平均値の年間98%値、浮遊粒子状物質については年平均値から日平均値の2%除外値への換算を行った。

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の日平均値の年間98%値（または2%除外値）は、表7-2-1.9(1)、(2)に示すとおりである。

二酸化窒素の日平均値の年間98%値の最大値は0.043ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の最大値は0.057mg/m³であり、いずれも環境基準を満足するものと予測する。

表7-2-1.9(1) 工事用車両による二酸化窒素濃度の予測結果（年間98%値）

単位：ppm

予測地点		年平均値 予測結果	日平均値の 年間98%値	環境基準
地点1	北側	0.024209	0.043	1時間値の日平均値が 0.04～0.06ゾーン内また はそれ以下
	南側	0.024404	0.043	
地点2	北側	0.020717	0.038	
	南側	0.023841	0.042	

表7-2-1.9(2) 工事用車両による浮遊粒子状物質濃度の予測結果（2%除外値）

単位：mg/m³

予測地点		年平均値 予測結果	日平均値の 2%除外値	環境基準
地点1	北側	0.020534	0.050	1時間値の日平均値が 0.10以下
	南側	0.020577	0.050	
地点2	北側	0.023538	0.056	
	南側	0.024179	0.057	

3. 環境保全措置

【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】

- ・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。

【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】

- ・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。
- ・工事用車両は、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用する。
- ・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。
- ・工事用車両の整備、点検を徹底する。
- ・通勤車両台数を減らすために、工事業者に対して工事作業用通勤車両の相乗りを励行する。

4. 評価

(1) 環境の保全が適切に図られているかの評価

工事の実施にあたっては、「3. 環境保全措置」に記載の措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

(2) 環境基準等と予測結果との比較による評価

工事用車両による沿道大気質濃度の予測結果の最大値は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.043ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.057mg/m³であり、二酸化窒素について千葉県環境目標値を超過するものの本事業による付加率は0.08~0.17%と小さく、いずれの項目も環境基準を満足していることから、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。

表7-2-1.10 工事用車両の走行に伴う大気質に係る整合を図るべき基準

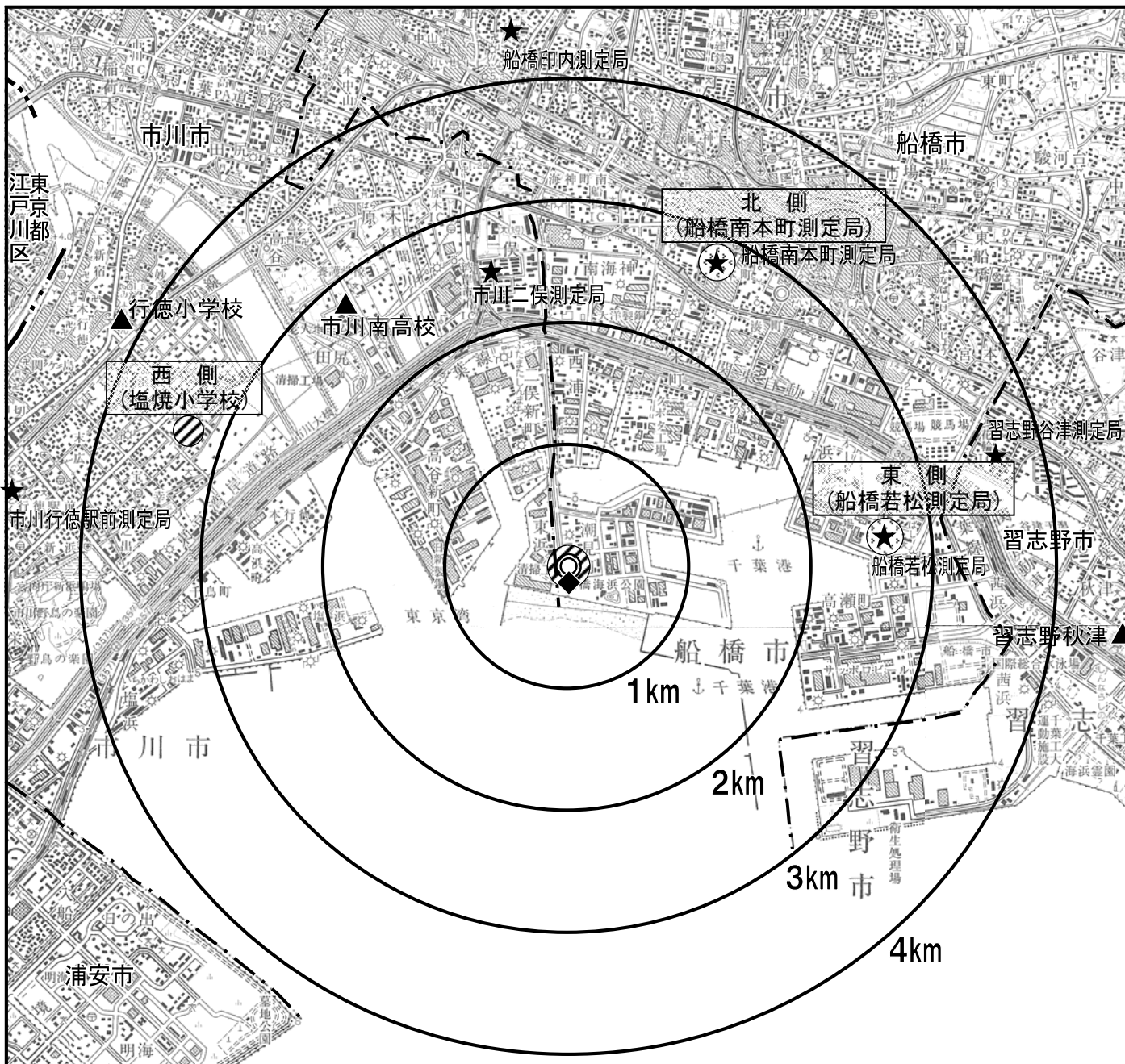
項目	整合を図るべき基準	
	根拠	基準
二酸化窒素	千葉県環境目標値	日平均値の98%値が0.04ppm以下
	環境基準	1時間値の日平均値が0.04~0.06ppmのゾーン内またはそれ以下
浮遊粒子状物質	環境基準	1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下

供用時

7-2-1-3 廃棄物焼却施設稼働による大気質

1. 調査

調査地点は、図7-2-1.2に示すとおりである。



凡例

- ◎ 対象事業実施区域
- 市境
- - - 都県境
- ★ 大気環境常時測定局 (一般局)
- ◐ 大気質調査地点 (全項目)
- ◑ 大気質調査地点 (一般局の補完)
- ◆ 気象調査地点 (地上気象・上層気象)
- ▲ ダイオキシン類既存測定地点

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「東京東北部」「東京東南部」「佐倉」「千葉」を使用したものである。

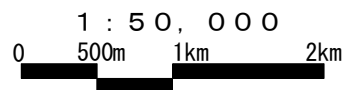
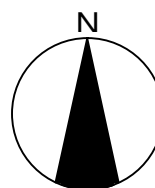


図7-2-1.2 大気質及び気象調査地点

(1) 大気質の状況

① 文献その他資料調査

ア. 二酸化硫黄

対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局の二酸化硫黄の平成24年度測定結果は、表7-2-1.11に示すとおりである。

表7-2-1.11 二酸化硫黄年間測定結果（平成24年度）

測定局	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準との比較 ^{注1)}
	(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(有×・無○)	
船橋印内	0.001	0	0	0.003	○	○
船橋若松	(0.002)	(0)	(0)	(0.007)	(○)	(○)
市川行徳駅前	0.002	0	0	0.005	○	○

注1) 環境基準との比較：○は長期的評価による環境基準（日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続していないこと）を達成。

注2) () は年間の測定時間が6,000時間未満。

出典：「平成24年度大気環境常時測定結果」（平成25年8月、千葉県）

イ. 二酸化窒素

対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局の二酸化窒素の平成24年度測定結果は、表7-2-1.12に示すとおりである。

表7-2-1.12 二酸化窒素年間測定結果（平成24年度）

測定局	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準との比較 ^{注1)}	県環境目標値との比較 ^{注2)}
	(ppm)	(ppm)		
船橋印内	0.015	0.037	○	○
船橋若松	0.021	0.047	○	×
船橋南本町	0.018	0.044	○	×
市川二俣	0.022	0.050	○	×
市川行徳駅前	0.017	0.043	○	×
習志野谷津	0.018	0.038	○	○

注1) 環境基準との比較：○は環境基準（日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること）を達成。

注2) 県環境目標値との比較：○は県環境目標値（日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること）を達成。×は未達成。

出典：「平成24年度大気環境常時測定結果」（平成25年8月、千葉県）

ウ. 浮遊粒子状物質

対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局の浮遊粒子状物質の平成24年度測定結果は、表7-2-1.13に示すとおりである。

表7-2-1.13 浮遊粒子状物質年間測定結果（平成24年度）

測定局	年平均値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上 連続したことの有無	環境基準と の比較 ^{注)}
	(mg/m ³)	(時間)	(日)	(mg/m ³)	(有×・無○)	
船橋印内	0.019	0	0	0.048	○	○
船橋若松	0.020	0	0	0.047	○	○
船橋南本町	0.023	0	0	0.050	○	○
市川二俣	0.020	0	0	0.051	○	○
市川行徳駅前	0.023	0	0	0.051	○	○
習志野谷津	0.021	0	0	0.050	○	○

注) 環境基準との比較：○は長期的評価による環境基準（日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続していないこと）を達成。

出典：「平成24年度大気環境常時測定結果」（平成25年8月、千葉県）

エ. ダイオキシン類

対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局のダイオキシン類の平成24年度測定結果は、表7-2-1.14に示すとおりである。

表7-2-1.14 ダイオキシン類年間測定結果（平成24年度）

単位：pg-TEQ/m³

測定局	年平均値	環境基準との比較 ^{注)}
船橋南本町	0.13	○
習志野谷津	0.034	○
習志野秋津	0.035	○
行徳小学校	0.026	○
市川南高校	0.038	○

注) 環境基準との比較：○は環境基準（年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること）を達成。

出典：「平成25年版船橋市の環境測定データ集（平成24年度測定結果）」（船橋市ホームページ）

「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（平成24年度）」（千葉県ホームページ）

「市川市環境白書（平成25年版）」（市川市ホームページ）

② 現地調査

ア. 二酸化硫黄

二酸化硫黄の現地調査結果は、表7-2-1.15に示すとおりである。

各地点の年間平均値は0.001～0.002ppmであり、測定期間中に環境基準値（日平均値が0.04ppm以下、1時間値が0.1ppm以下）を超える値はみられなかった。

表7-2-1.15 二酸化硫黄調査結果

地点 〔測定高さ〕		季節	有効測定 日数	測定 時間	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
			日	時間	ppm	ppm	ppm
対象事業実施区域 〔1.5m〕		冬季	7	168	0.002	0.010	0.004
		春季	7	168	0.002	0.008	0.003
		夏季	7	168	0.002	0.013	0.003
		秋季	7	168	0.001	0.004	0.002
		年間	28	672	0.002	0.013	0.004
北側	船橋南本町測定局 〔5.0m〕	冬季	7	168	0.002	0.009	0.004
		春季	7	168	0.002	0.006	0.003
		夏季	7	168	0.002	0.016	0.005
		秋季	7	168	0.001	0.001	0.001
		年間	28	672	0.002	0.016	0.005
東側	船橋若松測定局 ^{注1)} 〔5.0m〕	冬季	7	168	0.003	0.015	0.006
		春季	7	168	0.002	0.007	0.003
		夏季	7	168	0.002	0.010	0.004
		秋季	7	168	0.001	0.002	0.001
		年間	28	672	0.002	0.015	0.006
西側	塩焼小学校 ^{注2)} 〔1.5m〕	冬季	7	168	0.002	0.010	0.004
		春季	7	168	0.002	0.009	0.003
		夏季	7	168	0.002	0.011	0.003
		秋季	7	168	0.000	0.001	0.001
		年間	28	672	0.001	0.011	0.004

調査期間：冬季）平成25年1月30日（水）～2月5日（火）、春季）平成25年4月10日（水）～4月16日（火）

夏季）平成25年7月17日（水）～7月23日（火）、秋季）平成25年10月17日（木）～10月23日（水）

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること

注1）船橋若松測定局のデータは「そらまめ君（環境省大気汚染物質広域監視システム）」のデータを使用。

注2）塩焼小学校の春季については、機器トラブルにより平成25年4月11日（木）及び12日（金）の2日間の値を欠測としたため、18日（木）まで調査期間を延長した。

イ. 窒素酸化物

窒素酸化物（二酸化窒素）の現地調査結果は、表7-2-1.16に示すとおりである。

各地点の二酸化窒素の年間平均値は0.014～0.017ppmであり、測定期間中に環境基準値（日平均値が0.04ppm～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下）を超える値はみられなかった。また、冬季において千葉県環境目標値（日平均値が0.04ppm以下）を超えた値がみられたものの、その他の季節では千葉県環境目標値を超える値はみられなかった。

表7-2-1.16 二酸化窒素調査結果

地点 〔測定高さ〕		季節	有効測定 日数	測定 時間	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
			日	時間	ppm	ppm	ppm
対象事業実施区域 〔1.5m〕		冬季	7	168	0.026	0.070	0.045
		春季	7	168	0.015	0.046	0.022
		夏季	7	168	0.013	0.038	0.016
		秋季	7	168	0.014	0.032	0.018
		年間	28	672	0.017	0.070	0.045
北側	船橋南本町測定局 ^{注1)} 〔5.0m〕 (一般環境大気測定データ)	冬季	7	165	0.024	0.062	0.044
		春季	7	165	0.013	0.044	0.020
		夏季	7	165	0.012	0.034	0.018
		秋季	7	164	0.008	0.027	0.011
		年間	28	659	0.014	0.062	0.044
東側	船橋若松測定局 ^{注1)} 〔5.0m〕 (一般環境大気測定データ)	冬季	7	166	0.026	0.070	0.047
		春季	7	165	0.015	0.046	0.023
		夏季	7	165	0.013	0.039	0.019
		秋季	7	161	0.011	0.028	0.013
		年間	28	657	0.017	0.070	0.047
西側	塩焼小学校 ^{注2)} 〔1.5m〕	冬季	7	168	0.027	0.065	0.047
		春季	7	168	0.015	0.047	0.020
		夏季	7	168	0.013	0.036	0.018
		秋季	7	168	0.011	0.027	0.014
		年間	28	672	0.017	0.065	0.047

調査期間：冬季）平成25年1月30日（水）～2月5日（火）、春季）平成25年4月10日（水）～4月16日（火）
夏季）平成25年7月17日（水）～7月23日（火）、秋季）平成25年10月17日（木）～10月23日（水）

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下であること。

千葉県環境目標値：日平均値の98%値が0.04ppm以下であること。

注1）船橋南本町測定局及び船橋若松測定局のデータは「そらまめ君（環境省大気汚染物質広域監視システム）」のデータを使用。

注2）塩焼小学校の春季については、機器トラブルにより平成25年4月11日（木）及び12日（金）の2日間の値を欠測としたため、18日（木）まで調査期間を延長した。

ウ. 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の現地調査結果は、表7-2-1. 17に示すとおりである。

各地点の年間平均値は0.018～0.024mg/m³であり、測定期間中に環境基準値（日平均値が0.10mg/m³以下、1時間値が0.20mg/m³以下）を超える値はみられなかった。

表7-2-1. 17 浮遊粒子状物質調査結果

地点 〔測定高さ〕		季節	有効測定 日数	測定 時間	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
			日	時間	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
対象事業実施区域 〔3.0m〕		冬季	7	168	0.026	0.072	0.038
		春季	7	168	0.019	0.049	0.025
		夏季	7	168	0.030	0.063	0.045
		秋季	7	168	0.018	0.039	0.022
		年間	28	672	0.023	0.072	0.045
北側	船橋南本町測定局 ^{注1)} 〔5.0m〕 (一般環境大気測定データ)	冬季	7	167	0.022	0.050	0.031
		春季	7	167	0.022	0.057	0.030
		夏季	7	167	0.024	0.049	0.033
		秋季	7	166	0.013	0.029	0.018
		年間	28	667	0.020	0.057	0.033
東側	船橋若松測定局 ^{注1)} 〔5.0m〕 (一般環境大気測定データ)	冬季	7	167	0.020	0.050	0.036
		春季	7	165	0.017	0.045	0.026
		夏季	7	166	0.025	0.061	0.045
		秋季	7	162	0.008	0.021	0.012
		年間	28	660	0.018	0.061	0.045
西側	塩焼小学校 ^{注2)} 〔3.0m〕	冬季	7	168	0.026	0.068	0.038
		春季	7	168	0.022	0.066	0.039
		夏季	7	168	0.031	0.073	0.052
		秋季	7	168	0.016	0.032	0.022
		年間	28	672	0.024	0.073	0.052

調査期間：冬季)平成25年1月30日(水)～2月5日(火)、春季)平成25年4月10日(水)～4月16日(火)

夏季)平成25年7月17日(水)～7月23日(火)、秋季)平成25年10月17日(木)～10月23日(水)

環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること

注1) 船橋南本町測定局及び船橋若松測定局のデータは「そらまめ君(環境省大気汚染物質広域監視システム)」のデータを使用。

注2) 塩焼小学校の春季については、機器トラブルにより平成25年4月11日(木)及び12日(金)の2日間の値を欠測としたため、18日(木)まで調査期間を延長した。

エ. 塩化水素

塩化水素の現地調査結果は、表7-2-1.18に示すとおりである。

各地点の年間平均値は0.00019ppm～0.00030ppmであり、測定期間中に目標環境濃度(0.02ppm以下)を超える値はみられなかった。

表7-2-1.18 塩化水素調査結果

地点 〔測定高さ〕		季節	有効測定 日数	期間 平均値	日平均値 の最高値	日平均値 の最低値
			日	ppm	ppm	ppm
対象事業実施区域 〔1.5m〕		冬季	7	0.00014	0.00020	0.00011
		春季	7	0.00045	0.00094	0.00013
		夏季	7	0.00055	0.00091	0.00023
		秋季	7	0.00006	0.00013	0.00002未満
		年間	28	0.00030	0.00094	0.00002未満
北側	船橋南本町測定局 〔5.0m〕	冬季	7	0.00010	0.00016	0.00006
		春季	7	0.00057	0.0011	0.00016
		夏季	7	0.00043	0.00077	0.00018
		秋季	7	0.00004	0.00005	0.00002未満
		年間	28	0.00028	0.0011	0.00002未満
東側	船橋若松測定局 〔5.0m〕	冬季	7	0.00011	0.00020	0.00007
		春季	7	0.00030	0.00067	0.00009
		夏季	7	0.00028	0.00056	0.00007
		秋季	7	0.00005	0.00009	0.00002未満
		年間	28	0.00019	0.00067	0.00002未満
西側	塩焼小学校 〔1.5m〕	冬季	7	0.00009	0.00011	0.00006
		春季	7	0.00043	0.00082	0.00014
		夏季	7	0.00049	0.00098	0.00017
		秋季	7	0.00004	0.00009	0.00002未満
		年間	28	0.00026	0.00098	0.00002未満

調査期間：冬季)平成25年1月30日(水)～2月5日(火)、春季)平成25年4月10日(水)～4月16日(火)

夏季)平成25年7月17日(水)～7月23日(火)、秋季)平成25年10月17日(木)～10月23日(水)

目標環境濃度：0.02ppm以下であること

定量下限値：0.00002ppm

注) 期間平均値の算出にあたって、日平均値が定量下限値未満の数値の場合については、0.00002ppmとして算定した。

オ. 水銀

水銀の現地調査結果は、表7-2-1. 19に示すとおりである。

各地点の年間平均値は $0.0023 \mu\text{gHg}/\text{m}^3 \sim 0.0028 \mu\text{gHg}/\text{m}^3$ であり、測定期間中に指針値（年平均値 $0.04 \mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下）を超える値はみられなかった。

表7-2-1. 19 水銀調査結果

地 点 〔測定高さ〕		季節	有効測定 日数	期間 平均値	日平均値 の最高値	日平均値 の最小値
			日	$\mu\text{gHg}/\text{m}^3$	$\mu\text{gHg}/\text{m}^3$	$\mu\text{gHg}/\text{m}^3$
対象事業実施区域 〔1.5m〕		冬季	7	0.0025	0.0030	0.0020
		春季	7	0.0036	0.0092	0.0025
		夏季	7	0.0031	0.0045	0.0021
		秋季	7	0.0021	0.0024	0.0018
		年間	28	0.0028	0.0092	0.0018
北側	船橋南本町測定局 〔5.0m〕	冬季	7	0.0024	0.0027	0.0021
		春季	7	0.0024	0.0026	0.0022
		夏季	7	0.0025	0.0029	0.0018
		秋季	7	0.0020	0.0021	0.0018
		年間	28	0.0023	0.0029	0.0018
東側	船橋若松測定局 〔5.0m〕	冬季	7	0.0026	0.0030	0.0022
		春季	7	0.0024	0.0026	0.0022
		夏季	7	0.0038	0.0050	0.0021
		秋季	7	0.0019	0.0030	0.0017
		年間	28	0.0027	0.0050	0.0017
西側	塩焼小学校 〔1.5m〕	冬季	7	0.0026	0.0032	0.0022
		春季	7	0.0024	0.0028	0.0019
		夏季	7	0.0025	0.0030	0.0022
		秋季	7	0.0018	0.0019	0.0017
		年間	28	0.0023	0.0032	0.0017

調査期間：冬季）平成25年1月30日（水）～2月5日（火）、春季）平成25年4月10日（水）～4月16日（火）
 夏季）平成25年7月17日（水）～7月23日（火）、秋季）平成25年10月17日（木）～10月23日（水）
 指針値：年平均値 $0.04 \mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下であること。

カ. ダイオキシン類

ダイオキシン類の現地調査結果は、表7-2-1.20に示すとおりである。

各地点の毒性等量の年間平均値は0.032～0.18pg-TEQ/m³であり、全ての地点で環境基準値（年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下）を下回っていた。

表7-2-1.20 ダイオキシン類調査結果

地点 〔測定高さ〕		季節	有効測定 日数	実測濃度	毒性等量
			日	pg/m ³	pg-TEQ/m ³
対象事業実施区域 〔3.0m〕		冬季	7	17	0.22
		春季	7	13	0.14
		夏季	7	26	0.28
		秋季	7	9.7	0.053
		年間	28	—	0.18
北側	船橋南本町測定局 〔5.0m〕	冬季	7	6.8	0.067
		春季	7	7.1	0.052
		夏季	7	6.8	0.035
		秋季	7	1.1	0.017
		年間	28	—	0.043
東側	船橋若松測定局 〔5.0m〕	冬季	7	7.1	0.076
		春季	7	3.2	0.022
		夏季	7	3.5	0.015
		秋季	7	3.3	0.014
		年間	28	—	0.032
西側	塩焼小学校 〔3.0m〕	冬季	7	5.2	0.064
		春季	7	4.1	0.029
		夏季	7	6.0	0.015
		秋季	7	3.9	0.022
		年間	28	—	0.033

調査期間：冬季) 平成25年1月29日(火)～2月5日(火)、春季) 平成25年4月9日(火)～4月16日(火)

夏季) 平成25年7月16日(火)～7月23日(火)、秋季) 平成25年10月15日(火)～10月22日(火)

環境基準：年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。

注) 船橋南本町測定局のデータ(冬季、夏季、秋季)は、「船橋市資料」のデータを使用。

(2) 気象の状況

対象事業実施区域内における風向、風速の現地調査結果は、表7-2-1.21に示すとおりである。
 年間の平均風速は5.0m/秒、最多風向は南であり、その出現率は14.9%であった。

表7-2-1.21 風向、風速調査結果

調査時期	有効測定日数	測定時間	1時間値			日平均値		最多風向と出現率		静穏率	
			平均	最高	最低	最高	最低	16方位	%		
			m/秒	m/秒	m/秒	m/秒	m/秒				
平成25年	1月	31日	744	4.5	13.4	0.4	7.6	2.0	北西	25.8	0.3
	2月	25日	632	5.2	16.8	0.0	10.1	2.4	北西	35.6	0.2
	3月	31日	744	5.6	19.3	0.4	13.0	2.7	北西	17.2	0.1
	4月	30日	720	6.4	17.6	0.5	11.0	3.7	南	17.2	0.0
	5月	31日	744	5.5	15.2	0.2	11.3	2.7	南	23.9	0.3
	6月	30日	720	4.6	19.5	0.5	9.9	2.9	南	21.4	0.0
	7月	31日	744	5.0	15.8	0.4	12.1	2.5	南	26.7	0.3
	8月	31日	744	5.3	17.0	0.6	10.4	2.5	南	30.0	0.0
	9月	30日	720	4.8	24.7	0.5	13.3	3.0	北北東	16.5	0.0
	10月	30日	731	5.0	17.3	0.2	11.2	2.9	北北西	19.7	0.1
	11月	30日	720	4.3	20.1	0.3	7.1	2.3	北北西	19.7	0.1
	12月	31日	744	4.2	15.8	0.4	7.8	2.3	北西	28.9	0.5
年間	361日	8,707	5.0	24.7	0.0	13.3	2.0	南	14.9	0.2	

調査地点：対象事業実施区域内（高さ約39m）

調査期間：平成25年1月1日（火）～平成25年12月31日（火）

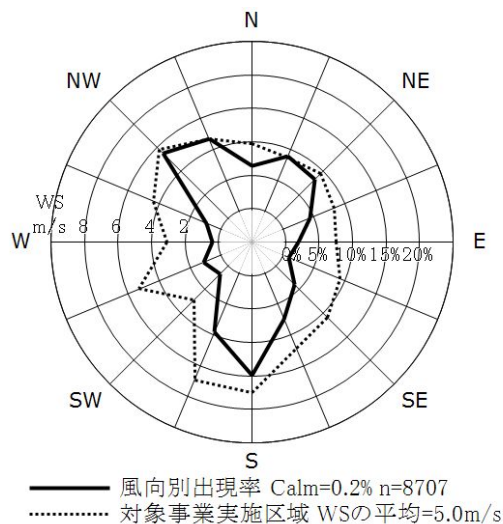


図7-2-1.3 年間風配図

2. 予 測

(1) 長期平均濃度予測

① 年平均値

予測は、大気拡散式（有風時がプルーム式、無風時がパフ式）を用いて行った。

廃棄物焼却施設稼働による大気質の予測結果は、表7-2-1.22に示すとおりである。

煙突排出ガスの最大着地濃度（年平均値）は、二酸化硫黄が0.000061ppm（付加率5.7%）、二酸化窒素が0.000046ppm（付加率0.3%）、浮遊粒子状物質が0.000030mg/m³（付加率0.1%）、水銀が0.000152μgHg/m³（付加率5.1%）、ダイオキシン類が0.000152pg-TEQ/m³（付加率0.1%）と予測する。

水銀については、環境濃度が0.002952μgHg/m³となり、指針値（年平均値が0.04μgHg/m³以下）を満足するものと予測する。また、ダイオキシン類については、環境濃度が0.180152pg-TEQ/m³となり、環境基準（年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下）を満足するものと予測する。

表7-2-1.22 廃棄物焼却施設稼働による大気質の予測結果（長期平均濃度、年平均値）

項 目	最大着地濃度 (A)			バックグラウンド濃度 (B)	環境濃度予測結果 (A+B)	付加率 (A/(A+B) × 100)
		出現距離	出現方向			
二酸化硫黄 (ppm)	0.000061	1.1km	北	0.001	0.001061	5.7%
二酸化窒素 (ppm)	0.000046	1.6km	北	0.018	0.018046	0.3%
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.000030	1.1km	北	0.023	0.023030	0.1%
水 銀 (μgHg/m ³)	0.000152	1.1km	北	0.0028	0.002952	5.1%
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.000152	1.1km	北	0.18	0.180152	0.1%

注) バックグラウンド濃度は、既存の南部清掃工場からの煙突排出ガスによる影響が含まれた濃度であることから、予測結果は、これらの影響を含んだ値（環境濃度は大きめ、付加率は小さめ）となっている。

② 日平均値の98%値（または2%除外値）

環境基準と比較するために、二酸化窒素については年平均値から日平均値の年間98%値、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質については年平均値から日平均値の2%除外値への変換を行った。

二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の日平均値の98%値（または2%除外値）は、表7-2-1.23に示すとおりである。

二酸化硫黄の日平均値の2%除外値の最大値は0.004ppm、二酸化窒素の日平均値の年間98%値の最大値は0.040ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の最大値は0.056mg/m³であり、千葉県環境目標値及び環境基準を満足するものと予測する。

表7-2-1.23 廃棄物焼却施設稼働による大気質の予測結果

（長期平均濃度、98%値または2%除外値）

項目	年平均値 予測結果	日平均値の年間98%値 または2%除外値	千葉県環境目標値または環境基準
二酸化硫黄 (ppm)	0.001061	0.004	1時間値の日平均値が0.04ppm以下
二酸化窒素 (ppm)	0.018046	0.040	日平均値の年間98%値が0.04ppm以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.023030	0.056	1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下

(2) 短期高濃度予測

予測は、大気拡散式（大気安定度不安定時、上層気温逆転時、ダウンウォッシュ時、ダウンドラフト時がプルーム式、接地逆転層崩壊時がTVAモデル（カーペンターモデル））を用いて行った。

環境基準等と比較するために、廃棄物焼却施設稼働による大気質の短期高濃度予測結果（最大付加濃度）にバックグラウンド濃度を加えた環境濃度及び環境基準等は、表7-2-1.24に示すとおりである。

煙突排出ガスにより周辺環境への高濃度の影響が想定される各条件のうち、浮遊粒子状物質を除き、接地逆転層崩壊時の予測結果が最大となり、二酸化硫黄が0.0124ppm、二酸化窒素が0.0890ppm、塩化水素が0.0055ppmであり、環境基準等を下回るものと予測する。また、浮遊粒子状物質については、ダウンウォッシュ時が最大となり0.1094mg/m³と環境基準等を下回るものと予測する。

表7-2-1.24 廃棄物焼却施設稼働による大気質の予測結果及び環境基準等（短期高濃度）

区分	ケース		大気安定度 不安定時	上層気温 逆転時	接地逆転層 崩壊時	ダウン ウォッシュ時	ダウン ドラフト時	環境基準等
	物質	単位						
最大環境濃度	二酸化硫黄	ppm	0.0026 (0.0016)	0.0043 (0.0033)	0.0124 (0.0044)	0.0049 (0.0009)	0.0032 (0.0022)	1時間値が 0.1ppm以下
	二酸化窒素	ppm	0.0231 (0.0041)	0.0273 (0.0083)	0.0890 (0.0110)	0.0292 (0.0022)	0.0246 (0.0056)	1時間値が0.1～ 0.2ppm以下 ^{注4)}
	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.0398 (0.0008)	0.0407 (0.0017)	0.0822 (0.0022)	0.1094 (0.0004)	0.0401 (0.0011)	1時間値が 0.20mg/m ³ 以下
	塩化水素	ppm	0.0027 (0.0016)	0.0044 (0.0033)	0.0055 (0.0044)	0.0019 (0.0009)	0.0033 (0.0022)	1時間値が 0.02ppm以下 ^{注5)}
出現条件	大気安定度	—	A	A	Moderate Inversion	C	A	—
	風速	m/秒	1.0	1.0	1.0	18.4	1.0	

注1) は全ての予測値の中の最大値を示す。

注2) () 内は最大付加濃度を示す。

注3) バックグラウンド濃度は、対象事業実施区域の最寄りの一般環境大気測定局（二酸化硫黄は船橋印内測定局、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は船橋南本町測定局）の平成25年における気象条件が各計算ケースの最大付加濃度の出現条件のときの1時間値の最高値とした。ただし、塩化水素は、常時測定項目ではないため、船橋南本町測定局での現地調査結果の日平均値の最高値とした。

注4) 二酸化窒素については、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」（昭和53年3月、中央公害対策審議会答申）に示される短期暴露指針値（0.1～0.2ppmを超えないこと）を環境基準等として設定した。

注5) 塩化水素については、環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月環大規第136号）において排出基準を定める際に示された目標環境濃度（0.02ppm）を環境基準等として設定した。

注6) 上記の短期高濃度に関する気象条件の出現頻度等は以下のとおりである。

- ・大気安定度不安定時：対象事業実施区域の年間の測定結果（風速は59m推定風）で、大気安定度がA、風速が1～2 m/秒の出現頻度は32時間（0.4%）である。
- ・上層気温逆転時：対象事業実施区域の年間の測定結果（風速は59m推定風）で、大気安定度がA、風速が1～2 m/秒の出現頻度は32時間（0.4%）である。
- ・接地逆転層崩壊時：接地逆転層は、特に冬季の晴天で風の弱い時に地面からの放射冷却によって深夜から早朝にかけて生じる現象であり、日の出からの時間経過とともに崩壊する。接地逆転層の崩壊現象は、通常1時間以内の短時間での現象である。
- ・ダウンウォッシュ時：対象事業実施区域の年間の測定結果（風速は59m推定風）で、風速18.4m/秒以上の出現時間は27時間（0.3%）である。
- ・ダウンドラフト時：対象事業実施区域の年間の測定結果（風速は59m推定風）で、大気安定度がA、風速が1～2 m/秒の出現頻度は32時間（0.4%）である。

3. 環境保全措置

【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】

- ・排出ガスは、最新の排出ガス処理技術により、法規制よりも厳しい目標値を満足させて排出する。
- ・硫黄酸化物及び塩化水素は、消石灰等を吹き込む乾式有害ガス除去方式とバグフィルタ（ろ過式集じん器）により除去する。
- ・窒素酸化物は、可能な限り燃焼制御法による管理を行うとともに、触媒脱硝装置により除去する。
- ・ばいじんは、バグフィルタ（ろ過式集じん器）により除去する。
- ・ダイオキシン類は、燃焼温度、ガス滞留時間等についてダイオキシン類の発生を防止する条件を設定のうえ管理を十分に行い、安定燃焼の確保に努めることを基本とするほか、活性炭への吸着により除去する乾式吸着法により発生を抑制する。

【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】

- ・ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで、大気汚染物質の低減に努める。

4. 評価

(1) 環境の保全が適切に図られているかの評価

新工場の供用に際しては、「3. 環境保全措置」に記載の措置を講じる。また、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素及びダイオキシン類については、既存工場と比較してより厳しい目標値を満足させて排出することにより、現況よりも大気環境への影響を低減させる計画である。以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

(2) 環境基準等と予測結果との比較による評価

① 長期平均濃度

廃棄物焼却施設稼働による大気質の長期平均濃度の最大着地濃度予測結果は、二酸化硫黄の日平均値の2%除外値が0.004ppm、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.040ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.056mg/m³、水銀の年平均値が0.002952μgHg/m³、ダイオキシン類の年平均値が0.180152pg-TEQ/m³であり、各項目について整合を図るべき基準を満足するものと評価する。

表7-2-1.25 廃棄物焼却施設稼働による大気質に係る整合を図るべき基準（長期平均濃度）

項目	整合を図るべき基準	
	根拠	基準
二酸化硫黄	環境基準	日平均値が0.04ppm以下
二酸化窒素	千葉県環境目標値	日平均値の98%値が0.04ppm以下
浮遊粒子状物質	環境基準	1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下
水銀	環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値 (平成15年7月、中央環境審議会)	0.04μgHg/m ³ 以下
ダイオキシン類	環境基準	年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下

② 短期高濃度

廃棄物焼却施設稼働による大気質の短期高濃度の予測結果は、煙突排出ガスにより周辺環境への高濃度の影響が想定される各条件のうち接地逆転層崩壊時が最大となり、二酸化硫黄が0.0124ppm、二酸化窒素が0.0890ppm、塩化水素が0.0055ppmであり、各項目について整合を図るべき基準を満足するものと評価する。また、浮遊粒子状物質については、ダウンウォッシュ時が最大となり0.1094mg/m³と整合を図るべき基準を満足するものと評価する。

表7-2-1.26 廃棄物焼却施設稼働による大気質に係る整合を図るべき基準（短期高濃度）

項目	整合を図るべき基準	
	根拠	基準
二酸化硫黄	環境基準	1時間値が0.1ppm以下
二酸化窒素	二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について (昭和53年3月、中央公害対策審議会答申)	1時間値が0.1~0.2ppm以下
浮遊粒子状物質	環境基準	1時間値が0.20mg/m ³ 以下
塩化水素	環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月環大規第136号）	1時間値が0.02ppm以下